

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

呉工業高等専門学校

- ・ 自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・ （該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・ 自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。
- ・ 関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	呉工業高等専門学校
2. 所在地	広島県呉市
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科、電気情報工学科、環境都市工学科、建築学科 専攻科課程：プロジェクトデザイン工学専攻
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：プロジェクトデザイン工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：プロジェクトデザイン工学専攻環境都市系） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：880人 教員数：専任教員63人 助手数：0人
(2) 特徴	
<p>呉工業高等専門学校（以下「本校」と称す）は、旧海軍の軍港が置かれ、東洋一の技術力を有した海軍工場を出発点とする工業都市にある高等専門学校として、昭和39年4月に機械工学科、電気工学科及び建築学科の3学科で発足した。昭和44年度に土木工学科を増設した。また社会の要請にこたえるため、平成8年度に土木工学科を環境都市工学科に、平成14年度に電気工学科を電気情報工学科に改組した。一方、より高度な技術教育を行うため、平成10年度に2年制の専攻科（機械電気工学専攻及び建設工学専攻）を設置、さらにグローバル化とイノベーションが刻々と進み、激動する社会に対応しうる人材を育成するため、平成28年度に機械電気工学専攻と建設工学専攻の2専攻を複合型の1専攻プロジェクトデザイン工学専攻に改組した。</p> <p>国際的な同等性を有する工学教育プログラムである日本技術者教育認定機構(JABEE)認定に関しては、平成17年度に環境都市工学科が、平成18年度に機械工学科及び建築学科が、平成21年度に電気情報工学科がそれぞれ認定を受けている。なお平成28年度に専攻科を1専攻に改組したため、現在本校では技術者教育プログラム認定に向けて準備中である。</p> <p>本校は、設立当初から、我が国の産業界の発展を支える実践的な技術者を育成し、地域社会にも貢献することを使命としてきた。この間、本校の教育、研究、地域貢献等の方向性を明確に示し、養成すべき人材像を明らかにするため、平成15年度に教育理念及び養成すべき人材像を定めた。平成24年度には、変化の激しい時代を迎え、今後を見据えて、5年間又は7年間の一貫教育、実験・実習を重視した教育活動により、理論と技能を結びつける技術者を育成することを明確にした教育理念を新たに掲げた。また平成28年度には教育目的を明確に定め、かつディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めた。</p> <p>ものづくりの中核技術者を育成するため、各種コンテストへの参加を推奨している。ロボットコンテストやデザインコンペティションでは着実に入賞を続けているが、なかでも3次元デジタル設計造形コンテストでは、平成24年度に初出場ながら総合優勝を果たし、新たな教育への可能性を示した。また、卒業研究では毎年地元企業等からテーマを募集し、採択された4～5テーマに取り組み、教育効果を上げるとともに、地域へ成果を還元している。</p> <p>キャリア教育にも力を入れており、5年間を見据えたSAPARが機能している。平成24年度からは初年次導入教育として学科を横断した「技術者入門」を開講した。さらに平成27年度から、全学科全学年が融合複合的にチームを組み課題発見解決型の創造演習を行う「インキュベーションワーク」授業をスタートさせ、地域の発展に貢献する成果を挙げつつある。</p> <p>地域社会への貢献にも積極的に取り組んでいる。呉市の産業振興と本校の教育、研究の充実発展を図るため、平成16年度に呉市と本校は連携協力協定を結んだ。平成24年度には、呉市教育委員会と教育連携に関する協定を締結</p>	

し、児童生徒の教育支援及び教職員の資質向上に寄与している。また、近隣学校との教育連携を推進するため、阿賀地域教育連携協議会（アガデミア）を組織し、さまざまな教育サービスを行っている。さらに、地域企業との連携による医療機器開発及び本校発ベンチャー企業の立ち上げを行っている。さらに、平成 30 年度には人口 15 万人以上の中核都市で最も平均年齢が高いとされる呉市の福祉医療分野充実のため、独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンターと包括連携協定を結んだ。

このような教育や支援体制、及び開校当初からの卒業生への高い評価により、就職率・進学率は、ほぼ 100%である。その多くは産業界の各分野で活躍するほか、企業経営者や大学・高専の教員など、幅広い分野に優れた人材を送り出している。

国際交流に関しては国際交流室を設け、海外修学旅行で準学士課程 2 年生全員が海外での交流授業を低学年から経験し、「世界を知る、世界と対話する、世界に挑戦する」の 3 ステップで活動し、積極的な交流を行う体制が整ってきた。

II 目的

1. 目的

本校の目的は、準学士課程及び専攻科課程とも、次のとおり学則に定められている。

・準学士課程

学則第1条 呉工業高等専門学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

・専攻科課程

学則第36条 専攻科は、豊かな人間性と国際性を持ち、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材を育成することを目的とする。

また準学士課程、専攻科課程の教育目的は以下のように定められている。

・準学士課程

豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。

(各学科の教育目的)

- ・機械工学科 ものづくりを通して社会の発展に貢献できる機械技術を有する人材の育成
- ・電気情報工学科 絶え間なく進化する科学技術に対応できる電気情報技術を有する人材の育成
- ・環境都市工学科 豊かで快適な自然環境や社会基盤を整備する技術を有する人材の育成
- ・建築学科 安全で快適な生活空間を創造する技術を有する人材の育成

・専攻科課程

豊かな人間性と国際性を持ち、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材を育成する。

(専攻の教育目的)

プロジェクトデザイン工学専攻 学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材の育成

2. 教育理念

本校の目的や立地条件、及び社会のニーズ等を踏まえ、準学士課程、専攻科課程共通で教育理念を掲げている。

○開発研究とものづくりの現場を結ぶ人材であれ

—ものづくり現場を理解し企画開発力を持った「中核技術者」の育成—

本校は、東洋一の技術集積のあった「呉」にある高等専門学校として、15歳からの5年間又は7年間の一貫教育、実験・実習を重視した教育活動により、理論と技能を結びつける技術者を育成することを目指す。

○地域から世界へ、人類の幸福に貢献する人材であれ

—豊かな人間性と確かな技術力を持ち、人類の福祉と平和、国際社会の持続的発展に貢献する人材の育成—

本校は、かつての軍港「呉」にある高等専門学校として、人類の福祉と平和、国際社会の持続的発展へ貢献できる人材を育成することを重視し、変化を恐れない「柔軟性」と「創造性」、確かな「技術力」と「実行力」を持つ人材を育成することを目指す。

3. 教育目標

本校の目的及び教育理念のもとに、準学士課程と専攻科課程でそれぞれ次の教育目標を定めている。

・準学士課程

- (HA) 豊かな教養と国際性の修得
- (HB) 工学に関連する基礎知識の修得
- (HC) 専門分野の課題に対応できる能力の修得
- (HD) 社会のニーズを捉え、創造的に課題に対応できる能力の修得

・専攻科課程

- (SA) 豊かな教養と倫理観により、国際的に行動できる能力の修得
- (SB) 工学に関連する応用能力の修得
- (SC) 専門分野の課題を解決できる能力の修得
- (SD) 社会のニーズを捉え、異分野と協働して課題を解決できる能力の修得

4. 3つのポリシー

【ディプロマ・ポリシー】

・準学士課程

※ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー中の(HA)～(HD)は、学習・教育目標とそれぞれ対応しています。

準学士課程卒業認定の基本方針

学習・教育目標に沿って設けた授業科目を履修し、以下の項目にあげる知識・能力を身に付け、167単位以上（一般科目 75単位以上、専門科目 82単位以上）を修得した学生に準学士（工学）を授与する。

準学士課程で養成する人材像

- (HA) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている
 - ・人文・社会科学系科目を修得する
- (HB) 専門分野に活用できる工学に関する基礎知識を身に付けている
 - ・自然科学系科目を修得する
- (HC) 実務や研究に活用できる専門知識や専門技術を身に付けている
 - ・専門科目及び卒業研究を修得する
- (HD) 主体的な活動を通し、創造的に課題に対応できる能力を身に付けている
 - ・インキュベーションワークを修得する

準学士課程では、「本科の学習・教育目標 (HA) 豊かな教養と国際性の修得、(HB) 工学に関連する基礎知識の修得、(HC) 専門分野の課題に対応できる能力の修得、(HD) 社会のニーズを捉え、創造的に課題に対応できる能力の修得」の各目標に対応した科目の履修により、167単位以上（一般科目 75単位以上、専門科目 82単位以上）を修得した学生に卒業を認定し、準学士（工学）と称することを認めます。ここで、一般科目は (HA), (HB), (HD) の科目、専門科目は(HC)の科目が対応します。

上記単位の修得により、学則に示す本科の教育目的「豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。」を実現します。

具体的な人材像として「(HA) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている、(HB) 専門分野に活用できる工学に関する基礎知識を身に付けている、(HC) 実務や研究に活用できる専門知識や専門技術を身に付けている、(HD) 主体的な活動を通し、創造的に課題に対応できる能力を身に付けている」を想定しています。

・専攻科課程

※ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー中の(SA)～(SD)は、学習・教育目標とそれぞれ対応しています。

専攻科課程の修了認定方針

学習・教育目標に沿って設けた授業科目を履修し、以下の項目にあげる知識・能力を身に付け、62 単位以上を修得するとともに、大学改革支援・学位授与機構の審査に合格し、学士（工学）を取得する。

専攻科課程で養成する人材像

- (SA) 技術者として豊かな教養と倫理観、自らの考えを的確に伝えられるコミュニケーション力を身に付けている
・グローバル倫理、科学総合英語を含む教養科目を 11 単位修得する
- (SB) 専門分野に活用できる工学に関する応用能力を身に付けている
・数学応用工学 I・II、物理応用工学を含む専門基礎科目を 10 単位以上修得する
- (SC) 実務や研究に活用できる専門分野に関する応用能力を身に付けている
・インターンシップを含む専門科目を 30 単位以上修得するとともに、研究成果を学協会で発表する
- (SD) 修得した知識や技術を活用し、異分野と協働して課題を解決できる能力を身に付けている
・プロジェクトマネジメント、プロジェクトデザイン工学演習を含む科目を 11 単位修得する

専攻科課程では、「専攻科の学習・教育目標 (SA) 豊かな教養と倫理観により、国際的に行動できる能力の修得、(SB) 工学に関連する応用能力の修得、(SC) 専門分野の課題を解決できる能力の修得、(SD) 社会のニーズを捉え、異分野と協働して課題を解決できる能力の修得」の各目標に対応した科目の履修により、62 単位以上を修得するとともに、大学改革支援・学位授与機構の審査に合格した学生に専攻科修了を認めます。

上記単位の修得により、学則に示す専攻科の教育目的「豊かな人間性と国際性を持ち、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材を育成する。」を実現します。

具体的な養成する人材像として「(SA) 技術者として豊かな教養と倫理観、自らの考えを的確に伝えられるコミュニケーション力を身に付けている、(SB) 専門分野に活用できる工学に関する応用能力を身に付けている、(SC) 実務や研究に活用できる専門分野に関する応用能力を身に付けている、(SD) 修得した知識や技術を活用し、異分野と協働して課題を解決できる能力を身に付けている」を想定しています。

【カリキュラム・ポリシー】

・準学士課程

低学年は一般科目を中心とし、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加し、高学年は専門科目中心となる楔形のカリキュラムとする。また、初年次から、全学科に共通する専門的な科目を設ける。なお、評価はシラバスに示す評価割合に従って行い、60 点以上を合格とする。

- (HA) 豊かな教養と国際性を修得するために、人文・社会科学系科目を設ける
- (HB) 工学に関連する基礎知識を修得するために、自然科学系科目を設ける
- (HC) 専門分野の課題に対応できる能力を修得するために、専門科目を設ける
- (HD) 社会のニーズを捉え、創造的に課題に対応できる能力を修得するために、総合的な科目を設ける

本科の教育目的「豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。」を実現するため、低学年は一般科目を中心とし、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加し、高学年は専門科目中心となる楔形のカリキュラムとする。また、初年次から、全学科に共通する専門的な科目を設ける。

各学科の教育目的を実現するため、専門科目ではそれぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視する。国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラムに準拠し、専攻科との接続を考慮した体系的なカリキュラムを構成する。

各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法を Web シラバスにより公開し、学修の成果は学則に定める成

績評価基準により評価する。

各学科と高専 MCC (モデルコアカリキュラム), 学位授与機構専攻の区分との関係

学科名	学科の教育目的	高専 MCC	学位授与機構専攻の区分
機械工学科	ものづくりを通して社会の発展に貢献できる機械技術を有する人材の育成	機械系分野	機械工学
電気情報工学科	絶え間なく進化する科学技術に対応できる電気情報技術を有する人材の育成	電気・電子系分野	電気電子工学
環境都市工学科	豊かで快適な自然環境や社会基盤を整備する技術を有する人材の育成	建設系分野	土木工学
建築学科	安全で快適な生活空間を創造する技術を有する人材の育成	建築系分野	建築学

・専攻科課程

本科で修得した主専攻となる専門分野の知識や技術を深めるとともに、他の専門分野の知識や技術を取り入れながら、異分野と協働してプロジェクトをデザインするための能力を身に付けることができるカリキュラムとする。なお、評価はシラバスに示す評価割合に従って行い、60 点以上を合格とする。

(SA) 豊かな教養と倫理観により、国際的に行動できる能力を修得するために、人文・社会科学系の教養科目を設ける

(SB) 工学に関連する応用能力を修得するために、専門基礎科目を設ける

(SC) 専門分野の課題を解決できる能力を修得するために、専門科目を設ける

(SD) 社会のニーズを捉え、異分野と協働して課題を解決できる能力を修得するために、総合的なプロジェクトのデザインを実践する科目を設ける

専攻科の教育目的は、「本科の教育目的「豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。」を実現するため、本科で修得した主専攻となる専門分野の知識や技術を深めるとともに、他の専門分野の知識や技術を取り入れながら、異分野と協働してプロジェクトをデザインするための能力を身に付けることができるカリキュラムとする。

各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法を Web シラバスにより公開し、学修の成果は学則に定める成績評価基準により評価する。

各学科と高専 MCC (モデルコアカリキュラム), 学位授与機構専攻の区分との関係

専攻名	系	基礎となる学科	高専 MCC	学位授与機構専攻の区分
	機械系	機械工学科	機械系分野	機械工学
プロジェクトデザイン工学専攻	電気情報系	電気情報工学科	電気・電子系分野	電気電子工学
	環境都市系	環境都市工学科	建設系分野	土木工学
	建築系	建築学科	建築系分野	建築学

【アドミッション・ポリシー】

・準学士課程（1年次入学、3年次編入学、4年次編入学で共通）

求める学生像 呉高専は、次のような人を待っています。

(H1) 確かな基礎学力を持ち、ものづくりに興味のある人

(H2) 主体的かつ積極的に行動できる人

(H3) コミュニケーション力のある人

求める学生像の3項目、(H1)、(H2)、(H3)は、それぞれ学力の3要素（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度に対応しています。

入学者受け入れの基本方針

・第1学年入学

中学校を卒業した者を対象に、推薦選抜（一般推薦）、推薦選抜（特別推薦）、学力選抜、帰国子女特別選抜の4つの方法により、入学者を選抜します。

(1) 推薦選抜（一般推薦） 入学意欲と適性、積極性、コミュニケーション能力などについて、総合的に評価します。配点は、調査書 270 点、面接 135 点の合計 405 点満点とします。

(2) 推薦選抜（特別推薦） 選抜は、面接によって行います。学業、活動実績と活動内容を確認し、入学意欲、志望学科への適性などについて、総合的に評価します。

(3) 学力選抜 学力検査と調査書の総合判定によって行います。配点は、学力検査 500 点（100 点×5 教科）、調査書 405 点、合計 905 点満点とします。

(4) 帰国子女特別選抜 選抜は、学力検査と面接の総合判定によって行います。配点は、学力検査 400 点（100 点×4 教科）、面接 100 点の合計 500 点満点とします。

・第3学年編入学（外国人対象）

外国の高等学校を卒業した外国人を対象として、第3学年編入学者の選抜を行います。編入学者の選抜は、出願書類、日本留学試験の成績、TOEFL、TOEIC L&R または IELTS の成績および面接の評価を総合して行います。

・第4学年編入学

高等学校を卒業した者を対象として、第4学年編入学者の選抜を行います。選抜は、調査書（150 点）、試験（150 点）及び面接の総合判定によって行います。

入学者選抜における評価項目

アドミッション・ポリシー	(H1)確かな基礎学力を持ち、ものづくりに興味のある人	(H2)主体的かつ積極的に行動できる人	(H3)コミュニケーション力のある人
学力の3要素	(1)知識・技能	(2)思考力・判断力・表現力等の能力	(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
推薦選抜（一般推薦）	調査書	面接	面接
推薦選抜（特別推薦）	調査書（中学校3年間9教科の学業成績の総計が5段階評価で114以上）	面接、推薦書（課外活動等における優れた成績を収めた者）	面接

学力選抜	学力検査（5科目） 調査書	
帰国子女特別選抜	学力検査（4科目）	面接
第3学年編入学（外国人対象）	日本留学試験，英語外部試験	面接
第4学年編入学	試験（筆記又は口述試験）	面接

・専攻科課程

求める学生像 呉高専専攻科は、次のような人を待っています。

- (S1) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている人
- (S2) 専門分野に関する知識と技術を持ち、ものづくりの技術を身に付けている人
- (S3) 課題を解決するために、主体的かつ積極的に行動できる人

求める人材像の3項目のうち、(S1)と(S2)は学力の3要素(1)に、(S3)は学力の3要素(2)と(3)に対応しています。

入学者受け入れの基本方針

高等専門学校を卒業した者と対象に、推薦による選抜、学力による選抜及び社会人特別選抜の3つの方法により、入学者を選抜します。

(1) 推薦による選抜 入学者の選抜は、在学又は出身の高等専門学校長から提出された推薦書、調査書（200点満点）及び面接（専門科目に関する口頭試問を含む。200点満点）の結果を総合して行います。

(2) 学力による選抜 入学者の選抜は、学力検査（400点満点）、調査書（200点満点）及び面接の結果を総合して行います。

(3) 社会人特別選抜 入学者の選抜は、企業等から提出された推薦書、調査書及び面接（専門科目に関する口頭試問を含む。）の結果を総合して行います。

入学者選抜における評価項目

アドミッション・ポリシー	(S1)技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている人	(S2)専門分野に関する知識と技術を持ち、ものづくりの技術を身に付けている人	(S3)課題を解決するために、主体的かつ積極的に行動できる人
学力の3要素	(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	(1)知識・技能	(2)思考力・判断力・表現力等の能力
推薦による選抜	面接	調査書、面接	面接
学力による選抜	面接	学力検査	面接
社会人特別選抜	面接	調査書	面接

II 基準ごとの自己評価

基準1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に取り組む（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。）			
○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。			
※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。			
○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。			
○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。			
○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。			
○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等 資料1-1-1-(1)-01「自己点検・評価の実施方針について明示されている規程」	学則第1条の2、自己点検・評価規則第2条,第3条,第6条,第7条。	
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等） 資料1-1-1-(2)-01「自己点検・評価の実施体制について明示されている規程」 資料1-1-1-(2)-02「自己点検・評価の実施体制がわかる資料」 資料1-1-1-(2)-03「自己点検・評価体制の構成員がわかる資料」	自己点検・評価規則第4条～第7条。 自己点検・評価の基準及び項目についての細則第2条,別表。	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） 資料1-1-1-(3)-01「自己点検・評価の基準・項目等について明示されている規程」	自己点検・評価規則第2条,第10条。 自己点検・評価の基準及び項目についての細則第2条,別表。	
【重点評価項目】			
観点1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。			
【留意点】			
○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。			
○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。			
※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。）			
○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料1-1-2-(1)-01「自己点検・評価のデータ収集等の状況がわかる資料」		
(2) 自己点検・評価を定期的に行っているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかわかる資料も含む。） 資料1-1-2-(2)-01「自己点検・評価の実施状況がわかる資料」 ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。 自己点検・評価の実施頻度について、資料1-1-2-(2)-01の通り全校評価については中期目標期間、法人評価については毎年度、認証評価については政令で定める期間（7年間）を評価対象期間として、自己点検・評価を実施している。実施頻度については適切と考えるが、全校評価時のデータの活用については効果的な検証が出来ていないと考えているため、今回の認証評価受審にあたり全体評価の評価基準及び項目の見直しを図り、より学校運営に的確なデータ収集を心がけることとする。	自己点検・評価規則第5条～第7条,第9条。 自己点検・評価の基準及び項目についての細則第2条,別表。 https://www.kure-nct.ac.jp/profile/i_koukai.html	
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。） 資料1-1-2-(2)-01「自己点検・評価の実施状況がわかる資料」	https://www.kure-nct.ac.jp/profile/j_koukai.html	再掲

【重点評価項目】			
<p>観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見聴取の方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。 <p>観点的自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点的内容を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 満たしていると判断する 			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 教員 ■ 職員 ■ 在学生 ■ 卒業（修了）時の学生 ■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者 	<p>◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）</p> <p>資料1-1-3-(1)-01「教員及び職員への意見聴取の状況がわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(1)-02「教員へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(1)-03「職員へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(1)-04「在学生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(1)-05「卒業時の学生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(1)-06「卒業から一定年数後の卒業生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(1)-07「保護者へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(1)-08「就職先関係者へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p> <p>◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所</p> <p>資料1-1-3-(1)-09「自己点検・評価報告書の該当箇所がわかる資料」</p>	<p>進学先大学のうち、卒業生が多く在学するいくつかの大学にアンケート票を送付したが、回答を得ることができなかった。</p>	
<p>(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>【在学生の意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 ■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 <p>【卒業（修了）時の意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 □ その他 <p>【卒業（修了）後の意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □ その他 <p>【外部評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 外部有識者の検証 ■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） □ 設置計画履行状況調査 □ その他 <p>◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記○と同様に該当箇所を明示すること。</p>	<p>◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所</p> <p>資料1-1-3-(2)-01「自己点検・評価報告書の該当箇所がわかる資料」</p>		
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けようとする組織としての体制が整備され、機能しているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1-1-①-②と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。 <p>観点的自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点的内容を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 満たしていると判断する 			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けようとする体制が整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 整備されている 	<p>◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等）</p> <p>資料1-1-4-(1)-01「第三者評価等の実施体制について明示されている規程」</p> <p>資料1-1-4-(1)-02「第三者評価等の構成員がわかる資料」</p> <p>資料1-1-4-(1)-03「第三者評価等の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料1-1-4-(1)-04「第三者評価等における過去の検討経緯がわかる資料」</p>	<p>運営顧問会議規則第2条～第4条。</p>	
<p>(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対応している 	<p>◇対応状況がわかる資料</p> <p>資料1-1-4-(2)-01「前回の機関別認証評価での改善を要する点への対応状況がわかる資料」</p> <p>資料1-1-4-(2)-02「前回の機関別認証評価の対応方針を審議したことがわかる資料」</p> <p>資料1-1-4-(2)-03「前回の機関別認証評価の対応状況を確認したことがわかる資料」</p>		

(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-4-(3)-01「第三者評価等における改善事項の指摘箇所がわかる資料」 資料1-1-4-(3)-02「第三者評価等における改善事項への審議状況がわかる資料」		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料 資料1-1-4-(3)-03「第三者評価等における改善事項への対応状況がわかる資料」	改善事項への対応については、令和元年度までは運営顧問会議前に各部署の対応状況を校長・副校長が確認し、運営顧問会議の場で副校長から説明してしたが、令和2年度以降については、自己点検・評価委員会にて各部署の対応状況を確認・審議する体制とする。	

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

--	--	--	--

評価の視点
 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

（準学士課程）
観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。
- 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のII目的に記載するもの）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。
- 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている <input type="checkbox"/> 学科ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制定状況がわかる資料」	https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書IIに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）
- （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2
 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている <input type="checkbox"/> 学科ごとに定めている ■ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制定状況がわかる資料」	https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html	再掲

<p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。</p> <p>■ 整合性を有している</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p> <p>カリキュラム・ポリシーは準学士課程全体で策定しているが、カリキュラム・ポリシーの中に学科の教育目的を示し、学科の教育課程編成方針が明確になるようにしている。</p>	
<p>(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ どのような教育課程を編成するかを示している</p> <p>■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している</p> <p>■ 学習成果をどのように評価するかを示している</p> <p>■ その他</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p> <p>「各学科と高等MCC（モデルコアカリキュラム）、学位授与機構専攻の区分との関係」を表に示している。</p>	<p>学別に定める成績評価基準「平素の成績を評価して行う」に準拠して、各科目のシラバスに評価割合（試験、発表、相互評価、態度、ポートフォリオ、その他）を示し学習成果の評価方法について方針を示している。</p>

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
- 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2
 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 準学士課程全体として定めている</p> <p>□ 学科ごとに定めている</p> <p>□ その他</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制定状況がわかる資料」</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html</p>		再掲
<p>(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。</p> <p>■ 目的・方針等を踏まえて策定している</p>	<p>資料1-2-3-(2)-01「教育目的及び3つのポリシー策定における審議状況がわかる資料」</p>		
<p>(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>			
<p>(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>			
<p>(5)受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。</p> <p>■ 含まれている</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>		

(専攻科課程)
 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。

関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 専攻科課程全体として定めている</p> <p>■ 専攻ごとに定めている</p> <p>□ その他</p>	<p>◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料</p> <p>資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制定状況がわかる資料」</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html</p>		再掲
<p>(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。</p> <p>■ 整合性を有している</p>			

<p>(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p> <p>■ 示している</p>				◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
<p>観点1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-②の留意点に準ずるものとする。</p> <p>関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>				自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 専攻科課程全体として定めている</p> <p>■ 専攻ごとに定めている</p> <p>□ その他</p>				<p>◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料</p> <p>資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制定状況がわかる資料」</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html</p>		再掲
<p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。</p> <p>■ 整合性を有している</p>				◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
<p>(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ どのような教育課程を編成するかを示している</p> <p>■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している</p> <p>■ 学習成果をどのように評価するかを示している</p> <p>□ その他</p>				◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	カリキュラム・ポリシーに記述しております「評価はシラバスに示す評価割合に従って行い、60点以上を合格とする。」に基づき、学習成果の平素の評価を行っている。	
<p>観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。</p> <p>関係法令（法）第119条第2項(施)第165条の2、第177条「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>				自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 専攻科課程全体として定めている</p> <p>■ 専攻ごとに定めている</p> <p>□ その他</p>				<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制定状況がわかる資料」</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html</p>		再掲
<p>(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書IIに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。</p> <p>■ 目的・方針等を踏まえて策定している</p>					<p>学修教育目標として次の4つの目標を掲げている。</p> <p>(SA) 豊かな教養と倫理観により、国際的に行動できる能力の修得</p> <p>(SB) 工学に関連する応用能力の修得</p> <p>(SC) 専門分野の課題を解決できる能力の修得</p> <p>(SD) 社会のニーズを捉え、異分野と協働して課題を解決できる能力の修得</p> <p>これらの目標を達成するため、カリキュラムポリシーでは、それぞれの目標に対応した、本科で修得した主専攻となる専門分野の知識や技術を深めるとともに、他の専門分野の知識や技術を取り入れながら、異分野と協働してプロジェクトをデザインするための能力を身に付けることができるカリキュラムとなっている。</p> <p>ディプロマ・ポリシーでは、このカリキュラムを履修し、それぞれの4つの目標に対応した知識・能力を身に付け学位の認定を受ける。このため、アドミッション・ポリシーではこの目標を達成しなおかつ「学力の3要素」に係る内容を含めるため、次のようにした。</p> <p>(S1) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている人</p> <p>(S2) 専門分野に関する知識と技術を持ち、ものづくりの技術を身に付けている人</p> <p>(S3) 課題を解決するために、主体的かつ積極的に行動できる人</p> <p>求める人材像の3項目のうち、(S1)は学力の3要素（3）に、(S2)は学力の3要素（1）に、(S3)は学力の3要素（2）に対応している。これらを、これまでの学習成果、推薦書、試験、面接などによって確認する。</p>	
<p>(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>						
<p>(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>						

(6) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている				
		◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				
該当なし				
評価の視点 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。				
観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。				
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。				
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。） 資料1-3-1-(1)-01「教育目的及び3つのポリシーの点検について明示されている規程」	自己点検評価規則第4条。自己点検・評価の基準及び項目についての細則別表。		
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検して、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績） 資料1-3-1-(2)-01「3つのポリシーの点検状況がわかる資料」			
1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				
平成24年度に教育理念を改定し、それまでの学科プログラムごとの教育目標を束ねる本科の教育目標(HA)～(HD)、専攻科の教育目標(SA)～(SD)を設定してきた。平成26年度に専攻科を従来の2専攻「機械電気工学専攻」、「建設工学専攻」から複合融合型1専攻「プロジェクトデザイン工学専攻」に改組した。平成27年度に専攻科プロジェクトデザイン工学演習、本科では学年学科横断PBL授業の「インキュベーションワーク」を導入した後、平成29年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの策定と同時に、学習・教育目標(HD)を変更し、「プロジェクトをデザインできる人材」の育成という方針を明確に示し、その後の平成31年度の準学士課程カリキュラム変更において、(HD)に関連する科目の充実につなげた（資料1-3-特-01）。令和2年度の3つの方針の改定は、機関別認証評価対応時の自己点検の際に見つかった問題に対して、既存の方針に補足説明する文章を加えた（資料1-3-1-(2)-01）。				
	資料1-3-特-01「平成29年度における教育目的の策定及び3つのポリシーの改定に関する資料」			
基準1				
優れた点				
平成24年度に教育理念を改定し、それまでの学科プログラムごとの教育目標を束ねる本科の教育目標(HA)～(HD)、専攻科の教育目標(SA)～(SD)を設定してきた。平成26年度に専攻科を従来の2専攻「機械電気工学専攻」、「建設工学専攻」から複合融合型1専攻「プロジェクトデザイン工学専攻」に改組した。平成27年度に専攻科プロジェクトデザイン工学演習、本科では学年学科横断PBL授業の「インキュベーションワーク」を導入した後、平成29年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの策定と同時に、学習・教育目標(HD)を変更し、「プロジェクトをデザインできる人材」の育成という方針を明確に示し、その後の平成31年度の準学士課程カリキュラム変更において、(HD)に関連する科目の充実につなげた（資料1-3-特-01）。令和2年度の3つの方針の改定は、機関別認証評価対応時の自己点検の際に見つかった問題に対して、既存の方針に補足説明する文章を加えた（資料1-3-1-(2)-01）。（特記事項1-3）				
改善を要する点				
該当なし				

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書IIに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令（法）第116条（設）第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書IIに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 資料2-1-1-(1)-01「学校の目的及び学科構成について明示されている規程」 資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制	学則第1条,第6条,第8条。 https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html	再掲
	学則 第1条に学校の目的、第6条に準学士課程の教育目的、第8条に学科構成について記載している。準学士課程の学科「機械工学科、電気情報工学科、環境都市工学科、建築学科」は、本科の教育目的「工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する」の工学の各分野に含まれ、整合性がとれている。 ディプロマ・ポリシーは、上記の準学士課程の教育目的を具体化した（HA）～（HD）の学習・教育目標に対応しており、学科構成とディプロマ・ポリシーとの対応もとれている。		
観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令（法）第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書IIに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書IIに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料 資料2-1-2-(1)-01「学校の目的及び専攻科構成について明示されている規程」 資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制 ◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。	学則第1条,第36条,第38条。 https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuhyou.html	再掲
	学則 第1条に学校の目的、第36条に専攻科課程の教育目的、第38条に専攻科の構成を記載している。専攻科課程の学科「プロジェクトデザイン工学専攻」は、専攻科の教育目的「専攻科は、豊かな人間性と国際性を持ち、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材を育成する」に含まれており、整合性がとれている。ディプロマ・ポリシーは、上記の専攻科課程の教育目的を具体化した（SA）～（SD）の学習・教育目標に対応している。		
観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等） 資料2-1-3-(1)-01「教育改善における組織体制がわかる資料」 資料2-1-3-(1)-02「教務委員会の組織について明示されている規程」 資料2-1-3-(1)-03「入学者選抜委員会の組織について明示されている規程」 資料2-1-3-(1)-04「学生指導委員会の組織について明示されている規程」	教務委員会規則第2条,第3条。 入学者選抜委員会規則第2条。 学生指導委員会規則第2条。 資料2-1-3-(1)-01の教育改善システムに示すように、教務委員会が中心となって準学士課程及び専攻科課程の教育活動を有効に展開するための検討・運営体制となっている。入試に関しては入学者選抜委員会が検討され、課外教育に関しては学生指導委員会が検討される。	
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等） 資料2-1-3-(2)-01「教育改善における組織体制の活動実績がわかる資料」	令和元年度に教務委員会、入学者選抜委員会及び学生指導委員会（議事録非提出）はそれぞれ13回行われ、その概要は教員会で常勤教員に報告されている。	

2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。			
<p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書IIに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。</p> <p>(例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。</p> <p>(例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。</p> <p>○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。)</p> <p>○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。</p>			
関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条			
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)	<p>◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-2-1-(5)-01「教員の学位及び技術資格の取得状況がわかる資料」</p> <p>資料2-2-1-(5)-02「優秀な教員の確保状況がわかる資料」</p> <p>資料2-2-1-(5)-03「実務経験のある教員による授業担当がわかる資料」</p>		
<p>■ 博士の学位</p> <p>□ ネイティブスピーカー(担当する言語を母国語とする)</p> <p>■ 技術資格</p> <p>■ 実務経験(教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等)</p> <p>□ 海外経験</p> <p>□ その他</p>	<p>■博士の学位・技術資格</p> <p>・資料2-2-1-(5)-01に示す通り、専門分野および自然科学系分野の常勤教員はほぼ全員が博士の学位を持っている。また、技術士や一級建築士などの資格を持つ常勤教員が4人在籍している。</p> <p>■実務経験・海外経験</p> <p>・資料2-2-1-(5)-03に示す通り、実務経験のある教員による授業科目を準学士課程4、5年及び専攻科課程で学科・専攻ごとに7～9単位配置し、シラバスに公開している。</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。</p>		
観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。			
<p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書IIに記載した目的や修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。</p> <p>(例) 目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。</p> <p>○ 本評価書I(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。</p>			
関係法令 (法)第119条第2項			
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
(根拠理由欄)			
特例適用の審査結果より、各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されている。			
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		

<p>(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。</p>	<p>◆左記について、資料を基に記述する</p>		
<p>(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。</p>	<p>◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料</p>		
<p>観点2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。</p>			
<p>【留意点】なし。</p>			
<p>関係法令 (設)第6条第6項</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)</p>			
<p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p>			
<p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。</p> <p>■ 配慮している</p>	<p>◇教員の年齢構成がわかる資料 (観点4-3-①の、教員組織、教員の教並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。)</p> <p>資料2-2-3-(1)-01 「教員の年齢構成及び男女比がわかる資料」</p> <p>資料2-2-3-(1)-02 「年齢構成に配慮し公募していることがわかる資料」</p> <p>◆配慮の取組について、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-2-3-(1)-02の通り公募時に職位を限定し、教員の年齢構成が偏らないよう配慮しており、資料2-2-3-(1)-01に示す通り各世代に大きな偏りは見られていない。</p>		
<p>(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p>■ 教育経歴</p> <p>■ 実務経歴</p> <p>■ 男女比</p> <p>■ その他</p>	<p>◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料</p> <p>資料2-2-3-(2)-01 「教員採用選考時の確認事項等がわかる資料」</p> <p>資料2-2-1-(5)-02 「優秀な教員の確保状況がわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。</p> <p>教員採用時には資料2-2-3-(2)-01の通り公募し、選考に関する資料の提出を求めている。男女共同参画については、評価が同等であった場合は女性を優先して採用する旨公募時に明記している。また、履歴書や教育実績・研究成果を踏まえた抱負等の提出を求めることにより、多様な経験 (教育経歴、民間企業での勤務経験、海外経験) や、学位の取得状況等を勘案し、資料2-2-1-(5)-02に示す通り、優秀な教員の確保に努めている。</p>		<p>再掲</p>
<p>(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p>■ 学位取得に関する支援</p> <p>■ 任期制の導入</p> <p>■ 公募制の導入</p> <p>■ 教員表彰制度の導入</p> <p>■ 企業研修への参加支援</p> <p>■ 校長裁量経費等の予算配分</p> <p>□ ゆとりの時間確保策の導入</p> <p>□ サバティカル制度の導入</p> <p>■ 他の教育機関との人事交流</p> <p>□ その他</p>	<p>◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料</p> <p>資料2-2-3-(3)-01 「在職教員の学位取得に関する支援措置がわかる資料 (職務専念義務免除)」</p> <p>資料2-2-3-(3)-02 「在職教員の学位取得に関する支援措置の実施状況がわかる資料 (職務専念義務免除)」</p> <p>資料2-2-3-(3)-03 「任期制・公募制を導入していることがわかる資料」</p> <p>資料2-2-3-(3)-04 「教員表彰について明示されている規程」</p> <p>資料2-2-3-(3)-05 「教員表彰の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料2-2-3-(3)-06 「民間企業等派遣研修に関する資料」</p> <p>資料2-2-3-(3)-07 「校長裁量経費の支援基準がわかる資料」</p> <p>資料2-2-3-(3)-08 「校長裁量経費の予算配分状況がわかる資料」</p> <p>資料2-2-3-(3)-09 「高等・両技術大間教員交流制度に関する資料」</p> <p>資料2-2-3-(3)-10 「高等・両技術大間教員交流制度の活用状況がわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	<p>教員表彰規則第1条～第5条。</p>	

2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備している ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 資料2-3-1-(1)-01「教員評価について明示されている規程」 資料2-3-1-(1)-02「教員評価の評価基準及び方針等がわかる資料」 ◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料 資料2-3-1-(1)-03「教員評価が活用されていることがわかる資料」	自己点検・評価規則第3条,第6条。	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している			
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他	資料2-3-1-(1)-03「教員評価が活用されていることがわかる資料」 資料2-3-1-(3)-01「教員評価を具体的に活用していることがわかる資料」 資料2-2-3-(3)-05「教員表彰の実施状況がわかる資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 教員活動ポイント及び校長面談の内容を踏まえ、給与、表彰及び毎年度の研究費の配分等の基準としている。教員会において校長から全教員に対して、資料2-3-1-(1)-02の通り説明している。		再掲 再掲
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 ◇実施していることがわかる資料 資料2-3-1-(4)-01「非常勤講師の教員評価方法について説明している資料」 資料2-3-1-(4)-02「非常勤講師の教員評価を実施していることがわかる資料」		
観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。			
【留意点】			
○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。			
関係法令（設）第11～14条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料2-3-2-(1)-01「教員の採用及び昇格等について明示されている規程」 資料2-3-2-(1)-02「教員の昇任について定めていることがわかる資料」	教員選考規則第2条,第8条～第13条。	

<p>(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 ■ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 ■ その他 	<p>◇実施・確認していることがわかる資料</p> <p>資料2-2-3-(2)-01「教員採用選考時の確認事項等がわかる資料」</p> <p>資料2-3-2-(2)-01「教員昇任選考時の確認事項等がわかる資料」</p> <p>資料2-3-2-(2)-02「模擬授業を実施していることがわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p> <p>資料2-2-1-(5)-02「優秀な教員の確保状況がわかる資料」</p>	<p>採用時に応募者が提出する応募総括表において、海外経験・国際活動、博士の学位・技術資格、実務経験等を確認し、資料2-2-1-(5)-02に示す通り、多様な背景をもつ教員を確保できるように努めている。</p>	<p>再掲</p>
<p>(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 行っている 	<p>◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-3-2-(3)-01「【非公表資料】令和元年度人事選考委員会議事録」</p>	<p>教員採用及び昇任については、被評価者から提出される資料2-3-2-(2)-01もしくは資料2-3-2-(2)-02に加え、本校の年齢構成、役職分担等の現状等を勘案し人事選考委員会(委員非公表)各委員の採点結果を基に基選考し、総務委員会において決定している。</p>	<p>再掲</p>
<p>(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 定めている 	<p>◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料</p> <p>資料2-3-2-(4)-01「非常勤教員の採用について定めていることがわかる資料」</p>		
<p>2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>評価の視点</p>			
<p>2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p>			
<p>観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント)が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。</p>			
<p>【留意点】なし。</p>			
<p>関係法令 (設)第17条の4</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 満たしていると判断する 			
<p>自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を実施する体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 整備している 	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程</p> <p>資料2-1-3-(1)-01「教育改善における組織体制がわかる資料」</p> <p>資料2-1-3-(1)-02「教務委員会の組織について明示されている規程」</p> <p>◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料</p> <p>資料2-4-1-(1)-01「FD講習会の実施方針がわかる資料」</p> <p>資料2-4-1-(1)-02「学生指導教職員研究会の実施方針がわかる資料」</p> <p>資料2-4-1-(1)-03「学生指導教職員研究会の実施担当者がわかる資料」</p> <p>資料2-4-1-(1)-04「授業アンケートに基づいた改善がわかる資料」</p>	<p>備考</p> <p>教務委員会規則第2条,第3条。</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>(2) 定期的にFDを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 実施している 	<p>◇実施状況(参加状況等。)がわかる資料</p> <p>資料2-4-1-(2)-01「FD講習会の実施状況がわかる資料」</p> <p>◇FDに関する報告書等の該当箇所等</p> <p>資料2-4-1-(2)-02「学生指導教職員研究会報告書」</p>		

<p>(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。</p> <p>■ 結びついている</p>	<p>◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-4-1-(3)-01「FDの実施した結果が改善に結び付いたことがわかる資料（グローバルエンジニア育成事業）」</p> <p>資料2-4-1-(3)-02「FDの実施した結果が改善に結び付いたことがわかる資料（専攻科カリキュラム改正）」</p> <p>資料2-4-1-(3)-03「FDの実施した結果が改善に結び付いたことがわかる資料（専攻科カリキュラム改正概要）」</p> <p>毎年、夏休み期間中に全教員と担当職員が一堂に会し、重要問題について討議し、活発な意見交換により共通理解を深め、諸問題の円満な解決に当たることを目的に、学生指導教職員研究会を開催している。</p> <p>このFDは多くの教員が参加し議論するものであり、その結果は各種委員会で尊重されて、その後の学校運営に大きな影響を与えているのが特徴である。</p> <p>令和元年度は、全体会と4つの分科会が行われた。資料2-4-1-(3)-01で示す通り、全体会ではグローバルエンジニア育成事業（令和元年度採択）の方向性を共有した。分科会では、[教務関係]公認欠席の取扱い、[学生関係]合宿研修所等の他校利用、[寮務関係]寮生の安否確認の方法、[専攻科関係]専攻科のカリキュラムについて議論された。専攻科改組から5年たったこともあり、資料2-4-1-(3)-02、03の通り、このFDの内容も踏まえて、分野融合の特色を残しつつ専門分野の学習を強化する、令和3年度カリキュラムの一部改正に向けて取り組んでいる。</p>	
---	--	--

観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】
 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。

関係法令（法）第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号（設）第7条、第10条、第25条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割担当がわかる資料 資料2-4-2-(1)-01「教育支援者等の組織について明示されている規程」 資料2-4-2-(1)-02「教育支援者等の組織体制がわかる資料」	事務部組織規則第2条。技術センター規則第4条。	
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	資料2-4-2-(1)-02「教育支援者等の組織体制がわかる資料」		再掲

観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】
 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料 資料2-4-3-(1)-01「教育支援者等の研修状況がわかる資料」 資料2-4-3-(1)-02「教育支援者等の学生指導教職員研究会への参加状況がわかる資料」	資料2-4-3-(1)-01の通り、本校が主催するFDや外部機関が開催する各種研修に学生支援者等が参加することはもちろんのこと、資料2-4-3-1-02の通り学生指導教職員研究会に教育支援者等も参加し意見交換を行っている。	

2-4 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準2

優れた点

・本校では毎年夏休み期間中に全教員と担当職員が参加して、教務、学生指導、寮務の各分野が挙げたテーマ毎の分科会に分かれて1日かけて討議する「学生指導教職員研究会」を実施している。各分科会での意見交換から生まれた方針案は、分科会が終わった後の全体総会で相互に発表され、参加した全教職員に共有される。そこでの方針案は全教職員が共有したものであることから、その後の各委員会やWGで尊重される。近年では「グローバルエンジニア事業の方向性の検討」や「専攻科カリキュラムの変更」が、実際の改善活動に役立てられた。（観点2-4-1-(3)）

--

改善を要する点

該当なし

--

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(3)-01「 運動場の設置状況がわかる資料 」 ◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(4)-01「 各棟の配置状況がわかる資料 」		
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(5)-01「 実習工場の設置状況がわかる資料 」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(4)-01「 各棟の配置状況がわかる資料 」		再掲
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■ 厚生施設 □ コミュニケーションスペース ■ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(7)-01「 厚生施設の設置状況がわかる資料 」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。 学生が主体的にものづくりに取り組めるよう3Dプリンタ等の加工機を設置しているインキュベーション・スクウェアを設けている。 資料3-1-1-(7)-02「 インキュベーションスクウェアの設置状況がわかる資料 」	https://www.kure-nct.ac.jp/profile/campusmap.html	
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料3-1-1-(8)-01「 安全衛生管理体制の整備状況について明示されている規程 」 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 資料3-1-1-(8)-02「 設備の利用方法がわかる資料 」 資料3-1-1-(8)-03「 安全管理(指導)にかかる講習会等で使用される独自で作成した教材 」	安全衛生委員会規則第1条,第2条。	
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。 資料3-1-1-(9)-01「 安全管理(指導)にかかる講習会等が実施されていることがわかる資料 」 資料3-1-1-(9)-02「 インキュベーション・スクウェア講習会の開催状況がわかる資料 」 資料3-1-1-(9)-03「 安全巡視を実施していることがわかる資料 」 学生への安全指導は資料3-1-1-(9)-01の通り、実習授業の1週目に行われ、本校が独自で作成している資料3-1-1-(8)-03を用いて各設備等の安全な使用方法の指導を行っている。		

<p>(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている</p>	<p>◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 資料3-1-1-(10)-01「バリアフリー環境の整備状況がわかる資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/profile/image/bf_map.png</p>	
<p>(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している</p>	<p>◇体制に関する規程等の資料 資料3-1-1-(11)-01「施設の整備状況等を審議する組織について明示されている規程」 資料3-1-1-(11)-02「教育等の状況等を審議する組織について明示されている規程」</p>	<p>施設計画部会規則第2条～第4条。 教務委員会規則第2条～第4条。 施設計画部会には、施設計画部会規則第3条(3)にあるように、委員の1人として教務主事が加わっている。教務主事は、教務委員会規則第3条(9)にあるように「その他の教育の改善に関し必要と認めること」として、施設の改善・整備にあたる。</p>
<p>(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている</p>	<p>◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 資料1-1-3-(1)-05「卒業時の学生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」 ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 学生で組織されている学生会に対して、毎年意見聴取の場として「学校をよくする懇談会」を開催し、本校の校長を含めた執行部のメンバーが参加している。懇談会の場で出た意見に対して、改善が可能なものについては資料3-1-1-(12)-01の通り対応している。また、施設整備についても物件費の範囲内で資料3-1-1-(12)-02の通り審議し、修繕対応等を行っているところである。 資料3-1-1-(12)-01「学生への意見聴取状況及び対応状況がわかる資料」 資料3-1-1-(12)-02「要望に対応し施設を改善したことがわかる資料」</p>	<p>卒業時アンケートにおいて、設問11及び設問20にて施設の満足度等を把握している。 再掲</p>

観点3-1-2 ② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】
○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。
○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-2で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している</p>	<p>◇ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 資料3-1-2-(1)-01「ICT環境の運用方針がわかる資料」 資料3-1-2-(1)-02「無線LANの整備状況がわかる資料」 資料3-1-2-(1)-03「パソコン演習室でのパソコンの整備状況がわかる資料」</p>		
<p>(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している</p>	<p>◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料3-1-2-(2)-01「情報セキュリティ管理について明示されている規程」 資料3-1-2-(2)-02「ICT環境の管理体制について明示されている規程」 資料3-1-2-(2)-03「ICT環境の管理体制がわかる資料」</p>	<p>情報セキュリティ管理規程第5条、第6条。情報セキュリティ学生規程。 教育センター規則第2条。</p>	
<p>(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている</p>	<p>◇ICT環境の利用状況がわかる資料 資料3-1-2-(3)-01「無線LANの登録状況がわかる資料」 資料3-1-2-(3)-02「無線LANの登録申請方法がわかる資料」 資料3-1-2-(3)-03「パソコン演習室での授業の活用度合いがわかる資料」</p>		
<p>(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している</p>	<p>◇体制に関する規定等の資料 資料3-1-2-(4)-01「ICT環境の満足度を把握していることがわかる資料」 資料3-1-2-(4)-02「ICT環境の満足度を把握していることがわかる資料」</p>	<p>平成26年度アンケート調査。 平成30年度アンケート調査。</p>	
<p>(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している</p>	<p>◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料3-1-2-(5)-01「ICT環境整備の体制が機能していることがわかる資料」 資料3-1-2-(1)-01、資料3-1-2-(1)-02に示すように、平成25年に校内LANシステム、教育用電算システムの更新を行い、平成27年度から教職員の私物端末、平成28年度から学生の私物端末が学内LANに接続可能となり、また、平成29年度から学生寮での無線LAN利用可能延長措置がなされ、段階的に利便性が向上している。</p>		

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

- 【留意点】**
 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料 資料3-1-3-(1)-01 「図書館の整備状況がわかる資料」		
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 資料3-1-3-(1)-01 「図書館の整備状況がわかる資料」		再掲
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料3-1-3-(3)-01 「図書館の利用状況がわかる資料」		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 資料3-1-3-(4)-01 「図書館の利用方法を案内している資料」	入学直後に実施する新入生オリエンテーションのなかの図書館長による教育センターガイダンスで、キャンパスガイド中の資料3-1-3-(4)-01のページに基づいて、図書館の利用方法を説明している。	

3-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点
 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

- 【留意点】**
 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。
 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇実施状況がわかる資料		
■ 学科生	資料3-2-1-(1)-01 「新入生オリエンテーションの実施状況がわかる資料」	4月当初に、新入生に対しては「新入生オリエンテーション」の中の教務主事ガイダンスで、在学生に対しては「新年度ガイダンス」の中の教務主事ガイダンスで、「キャンパスガイド」を使用しながら実施している。また、教育センターガイダンスで、キャンパスガイド中の資料3-1-3-(4)-01のページに基づいて、図書館の利用方法を説明している。	
■ 専攻科生	資料3-2-1-(1)-02 「在学生（2～5年生）ガイダンスの実施状況がわかる資料」		
■ 編入学生	資料3-2-1-(1)-03 「専攻科生ガイダンスの実施状況がわかる資料」		
■ 留学生	資料3-2-1-(1)-04 「編入学生ガイダンスの実施状況がわかる資料」		
■ 障害のある学生	資料3-2-1-(1)-05 「留学生ガイダンスの実施状況がわかる資料」		
□ 社会人学生	障害のある学生だけを対象としたガイダンスを実施した実績はないが、もし障害のある学生やその保護者が支援の必要性を申し出てきた場合は、一般の学生と同様に学級担任及び学科教育主任が支援をする。		
□ その他	社会人学生の在籍実績はないが、いた場合は、一般の学生と同様に学級担任及び学科教育主任が支援をする。 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3-2-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】
 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 担任制・指導教員制の整備 ■ オフィスアワーの整備 ■ 対面型の相談受付体制の整備 ■ 電子メールによる相談受付体制の整備 □ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■ 外国への留学に関する支援体制の整備 □ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料 資料3-2-2-(1)-01「担任制の整備状況がわかる資料」 資料3-2-2-(1)-02「オフィスアワーの整備状況がわかる資料」 資料3-2-2-(1)-03「相談受付体制（学生相談室）の整備状況がわかる資料」 資料3-2-2-(1)-04「電子メール等による相談受付体制（学生相談室）の整備状況がわかる資料」 資料3-2-2-(1)-05「オンラインカウンセリングの実施状況がわかる資料」 資料3-2-2-(1)-06「資格試験等の支援状況がわかる資料」 資料3-2-2-(1)-07「留学等の支援状況がわかる資料」 資料3-2-2-(1)-08「留学に関する支援体制について明示されている規程」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	https://www.kure-nct.ac.jp/life/soudansitu/index.html https://www.kure-nct.ac.jp/life/soudansitu/pdf/o_counseling.pdf 国際交流室規則第1条～第3条、第5条、第6条。	
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料 資料3-2-2-(2)-01「学生相談室の利用状況がわかる資料」 資料3-2-2-(2)-02「資格取得による単位修得実績がわかる資料」 資料3-2-2-(2)-03「留学等の支援による実績がわかる資料」		
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 担任制・指導教員制の導入 ■ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 □ その他	◇制度がわかる資料 資料3-2-2-(3)-01「担任会の活動状況がわかる資料」 資料3-2-2-(3)-02「学生への意見聴取状況及び対応状況がわかる資料」 資料3-2-2-(3)-03「意見投書箱の制度状況がわかる資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/ikenbako.html	
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料 資料3-2-2-(3)-02「学生への意見聴取状況及び対応状況がわかる資料」		再掲

観点3-2-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】
 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。
 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。
 関係法令 教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条
 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-3-(1)-01「留学生の支援体制について明示されている規程」 資料3-2-2-(1)-08「留学に関する支援体制について明示されている規程」	外国人留學生規則第5条、第6条。 国際交流室規則第1条～第3条、第5条、第6条。 留学生については、受け入れ学年である3学年担任が学習・生活支援を行う。留学生について特別な対応が必要であると判断された場合は、月に一回程度開催される分野会議において分野教員で情報が共有され、その後の対応が教育主任を中心として分野全体で検討される。当該クラスの授業をうけ持つ一般科教員との情報共有は教育主任によってなされる。教育主任は必要に応じて教務主事に当該学生について報告し、教務主事は必要に応じて教務委員会で取り上げ、教務委員会での議論を通して、その後の対応方針を決定する。	再掲
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 資料3-2-3-(1)-01「留学生の支援体制について明示されている規程」 ◇支援の実施状況がわかる資料 資料3-2-3-(2)-01「留学生相談員の活動実績がわかる資料」	外国人留學生規則第5条、第6条。	再掲

<p>(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇整備状況がわかる資料</p>	<p>編入学生については、編入学年である4学年担任が学習・生活支援を行う。編入学生について特別な対応が必要であると判断された場合は、月に一回程度開催される分野会議において分野教員で情報が共有され、その後の対応が教育主任を中心として分野全体で検討される。当該クラスの授業をうけ持つ一般教員との情報共有は教育主任によってなされる。教育主任は必要に応じて教務主事に当該学生について報告し、教務主事は必要に応じて教務委員会でも当該学生の事案を取り上げ、教務委員会での議論を通して、その後の対応方針を決定する。</p>	
<p>(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇編入学生を支援する取組がわかる資料</p> <p>◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 資料3-2-1-(1)-04「編入学生ガイダンスの実施状況がわかる資料」</p> <p>◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容(担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。)</p> <p>◇支援の実施状況がわかる資料</p>	<p>再掲</p>	
<p>(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備していない</p>	<p>◇整備状況がわかる資料</p>	<p>社会人入学生がいた場合は、受入学年である1学年担任が学習・生活支援を行う。社会人入学生について特別な対応が必要であると判断された場合は、月に一回程度開催される分野会議において分野教員で情報が共有され、その後の対応が教育主任を中心として分野全体で検討される。当該クラスの授業をうけ持つ一般教員との情報共有は教育主任によってなされる。教育主任は必要に応じて教務主事に当該学生について報告し、教務主事は必要に応じて教務委員会でも当該学生の事案を取り上げ、教務委員会での議論を通して、その後の対応方針を決定する。</p>	
<p>(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。</p> <p>■ 行っていない</p>	<p>◇社会人学生を支援する取組(情報提供(電子メール、ウェブサイト等。))がわかる資料</p> <p>◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料(オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。)</p> <p>◇支援の実施状況がわかる資料</p>	<p>過去10年以上、社会人学生が入学していないため、社会人学生に対する特別な支援体制は整備されていないが、他の学生と同様に学級担任および専攻科長補が、必要に応じて学習及び生活に対する支援を行う。</p>	
<p>(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇整備状況がわかる資料 資料3-2-3-(7)-01「障害のある学生への支援窓口がわかる資料」</p>	<p>https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/c_support.html</p>	
<p>(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇障害のある学生を支援する取組(ノートテーカー、チューターの配置)がわかる資料</p> <p>◇支援の実施状況がわかる資料 資料3-2-3-(8)-01「障害のある学生の支援を必要に応じて行っていることがわかる資料」 資料3-2-3-(8)-02「障害のある学生の支援を必要に応じて行っていることがわかる資料」</p>	<p>障害のある学生に対しては、担任、学科教育主任、教務主事、学生相談室、教務係等が連携して対応している。例えば、心身の病気の診断書を提出した学生に対して出席要件の緩和を検討したり(資料3-2-3-(8)-01)、車椅子を利用することとなった学生に対して教室の変更・移動や別室での遠隔授業実施などを検討した(資料3-2-3-(8)-02)。</p>	
<p>(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。</p> <p>■ 対応している</p>	<p>◇対応状況がわかる資料 資料3-2-3-(9)-01「障害を理由とする差別に関する相談窓口がわかる資料」</p>	<p>https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/s_soudan.html</p>	
<p>(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。</p> <p>■ 行っていない</p>	<p>◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。</p>		

<p>観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p> <p>【留意点】なし。</p> <p>関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p>■ 学生相談室</p> <p>■ 保健センター</p> <p>■ 相談員やカウンセラーの配置</p> <p>■ ハラスメント等の相談体制</p> <p>■ 学生に対する相談の案内等</p> <p>■ 奨学金</p> <p>■ 授業料減免</p> <p>□ 特待生</p> <p>■ 緊急時の貸与等の制度</p> <p>■ その他</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料 (生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p> <p>資料3-2-4-(1)-01 「学生相談室の体制整備について明示されている規程」</p> <p>資料3-2-4-(1)-02 「学生相談室の概要がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-03 「学生相談室及び保健室の設置場所がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-04 「保健室の概要がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-05 「相談員及びカウンセラーの配置状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-06 「ハラスメント等の相談及び防止体制について明示されている規程」</p> <p>資料3-2-4-(1)-07 「学生カウンセリングの案内状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-08 「ハラスメント等の防止についての案内状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-09 「掲示物等による学生相談の案内状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-10 「奨学金及び授業料免除制度の明示状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(1)-11 「授業料免除について明示されている規程」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p> <p>特待生制度は無いが、卓越した学生に対する授業料免除の制度がある。卓越した学生とは、原則5年生、4年生に在籍する学生から、それぞれ各学科の前年度学年末成績科目平均点が最高点の者1名ずつが選考される。選考された学生には、授業料年額の1/8が減免される。(資料3-2-4-(1)-12)</p> <p>資料3-2-4-(1)-12 「卓越した学生に対する授業料減免措置概要がわかる資料」</p>	<p>備考</p> <p>学生相談室規則。</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/life/soudansitu/index.html</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/life/soudansitu/basho.html</p> <p>ハラスメントの防止等に関する規則第2条～第5条。</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/harassment.html</p> <p>授業料及び寄宿料の免除等に関する規則第2条。</p>	<p>再掲</p>
<p>(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。</p> <p>■ 実施している</p>	<p>◇各取組の実施状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-4-(2)-01 「計画的に健康診断等を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(2)-02 「健康診断を定期的に開催していることがわかる資料」</p> <p>資料3-2-4-(2)-03 「健康相談及び保健指導を定期的に開催していることがわかる資料」</p>		
<p>(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。</p> <p>■ 利用されている</p>	<p>◇相談実績 (相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-4-(3)-01 「学生相談室の年間活動内容がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(2)-01 「学生相談室の利用状況がわかる資料」</p> <p>◇奨学金等の利用状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-4-(3)-02 「授業料減免及び奨学金制度の利用状況がわかる資料」</p>		再掲

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。
- 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。
- 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

<p>自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇体制の整備状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-5-(1)-01 「キャリア教育推進体制について明示されている規程」</p> <p>資料3-2-5-(1)-02 「キャリア教育体制の整備状況がわかる資料」</p>	<p>備考</p> <p>キャリア教育推進室に係る申合せ第3条。</p>	<p>再掲</p>
---	--	--------------------------------------	-----------

<p>(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 <input type="checkbox"/> 進路指導用マニュアルの作成 <input checked="" type="checkbox"/> 進路指導ガイダンスの実施 <input type="checkbox"/> 進路指導室 <input checked="" type="checkbox"/> 進路先（企業）訪問 <input checked="" type="checkbox"/> 進学・就職に関する説明会 <input checked="" type="checkbox"/> 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 <input checked="" type="checkbox"/> 資格取得による単位修得の認定 <input checked="" type="checkbox"/> 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 	<p>◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-5-(2)-01 「進路指導に関連する各種ガイダンス等の年間活動内容がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-02 「進路先（企業）訪問の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-03 「進学・就職に関する説明会の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-04 「資格試験に向けた補習授業の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-05 「資格取得による単位修得認定の状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-06 「資格取得による奨励支援制度がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-07 「外国留学に関する支援体制を整備していることが明示されている規程」</p> <p>資料3-2-5-(2)-08 「外国留学に関する手続きの支援等がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-09 「外国留学に関する支援状況等がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-10 「キャリア教育（SAPAR）の概要がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(2)-11 「キャリア教育（SAPAR）の活動状況がわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p> <p>SAPARについて： 本校のキャリア教育を一貫して行う、呉高専キャリア教育プラン“SAPAR（サパー）”を策定し、平成18年度から実施している。キャリア教育推進室の主導の下、各クラス担任を中心に全教員が協力して実施している。準学士課程1～3年生（職探し＝"Search、自己分析＝Self "Analysis）ではLHRの年間計画に自己分析、適性試験などを組み込み、準学士課程3年生（計画＝"Plan）、4年生（実行＝"Action）、5年生と専攻科課程（実現＝"Realize）の学生には、就職準備セミナー、編入学試験対策セミナー、合同会社説明会、SPI模擬試験などを受講可能にしている。また、就職・進学体験記を全学生に提出させ、報告書をまとめて後輩の進路指導に活用できるようにしている。学内LANから接続可能なSAPARホームページから、必要な情報・資料等を必要な時に取得できるようにしている。SAPARの活動の一環として、学生が企業について情報収集を行う場を設け、学生への進路決定の意識付けを促すことを目的に、平成22年からメディア総研と合同で「中国・四国地区高専生のための合同会社説明会」が本校を会場に開催し始めた。現在はメディア総研主催で広島会場での開催となり、準学士課程3、4年生および専攻科課程1年生の参加を奨励支援している。また、他社主催の就活に係るセミナーや説明会への参加も奨励支援している。（資料3-2-5-(2)-10、11、12）</p> <p>資料3-2-5-(2)-12 「キャリア教育（SAPAR）から始まった説明会の概要資料」</p>	<p>国際交流室規則第2条,第3条。</p>
<p>(3) (2)の取組が機能しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 機能している 	<p>◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料</p> <p>資料3-2-5-(3)-01 「進路指導セミナーの活動状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(3)-02 「卒業生・修了者の進路状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(3)-03 「卒業生・修了者の進学状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(2)-02 「資格取得による単位修得実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(3)-04 「資格奨励支援制度による資格取得実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(3)-05 「海外派遣学生及び受入留学生実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(3)-06 「国際交流室の活動状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(3)-07 「キャリア教育（SAPAR）の活動実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-5-(3)-08 「キャリア教育（SAPAR）の参加人数がわかる資料」</p>	<p>https://www.kure-nct.ac.jp/newdiary/2019/04/04.html</p> <p>再掲</p>
<p>観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。</p>		
<p>【留意点】なし。</p>		
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p>		
<p>自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>
<p>(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 整備している 	<p>◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-6-(1)-01 「学生会の組織状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(1)-02 「課外活動について明示されている規程」</p> <p>資料3-2-6-(1)-03 「課外活動に対する支援体制について明示されている規程」</p>	<p>学生会会則第3条,第38条,第43条,別表第1,別表第2。 学生指導委員会規則第2条～第4条。</p>
<p>(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> なっている 	<p>◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料</p> <p>資料3-2-6-(2)-01 「学生会及び課外活動に係る責任体制がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(2)-02 「各顧問教員がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(2)-03 「各顧問教員の業務内容がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(2)-04 「クラブ活動指導及び監督者の担当状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(2)-05 「夏季合宿の実施状況がわかる資料」</p>	
<p>(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 機能している 	<p>◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料</p> <p>資料3-2-6-(3)-01 「クラブ活動指導の活動状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-02 「体育施設の利用実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-03 「マイクロスパスの利用実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-04 「課外活動の活動を支援している実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-05 「課外活動の活動成果がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-06 「課外活動について案内している資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-07 「クラブ顧問教員による課外活動支援状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-08 「課外活動で利用できる施設の状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-09 「課外活動での施設利用についての案内をしている資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-10 「体育施設の運営について明示されている規程」</p> <p>資料3-2-6-(3)-11 「体育施設の利用について講習をしていることがわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-12 「マイクロスパスによる課外活動支援がわかる資料」</p> <p>資料3-2-6-(3)-13 「課外活動の活動を支援していることがわかる資料」</p>	<p>体育施設運営規則第5条。</p>

観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
親点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-7-(1)-01 「学生寮（綿陽寮）の寮棟位置と配置状況がわかる資料」 資料3-2-7-(1)-02 「学生寮（綿陽寮）の概要がわかる資料」 資料3-2-7-(1)-03 「学生寮（綿陽寮）の設備がわかる資料」		
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） 資料3-2-7-(2)-01 「学生寮（綿陽寮）の補食・談話室・洗面所設置状況がわかる資料」 資料3-2-7-(2)-02 「学生寮（綿陽寮）の年間行事がわかる資料」		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） 資料3-2-7-(3)-01 「寮生の自習時間設定がわかる資料」 資料3-2-7-(3)-02 「寮内の自習室等整備状況がわかる資料」	寮棟自習室に加え、学生寮会議室を共同自習室として開放している。	
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料 資料3-2-7-(4)-01 「学生寮（綿陽寮）入寮者数がわかる資料」 ◇勉学の場としての活用実績がわかる資料 資料3-2-7-(4)-02 「学生寮会議室の使用状況がわかる資料」	資料3-2-7-(3)-02記載の学生寮会議室を共同自習室として開放している。（黒塗り部分は使用した代表寮生の氏名）	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料 資料3-2-7-(5)-01 「学生寮運営の運営状況がわかる資料」 資料3-2-7-(5)-02 「学生寮の管理運営について明示されている規程」	学生寮運営規則第1条～第3条,第10条。学生寮運営規則施行細則第1条,第14条。 寮生会規則第3条,第5条。学生寮保護者連絡会会則第1条,第5条。 寮務委員会規則第2条～第4条。	
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準3			
優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点			
4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】			
○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。			
関係法令 (設)第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表 資料4-1-1-(1)-01 「過去5年間財務諸表 貸借対照表 (平成27年度～令和元年度)」 資料4-1-1-(1)-02 「過去5年間財務諸表 損益計算書 (平成27年度～令和元年度)」 資料4-1-1-(1)-03 「過去5年間財務諸表 キャッシュ・フロー計算書 (平成27年度～令和元年度)」 ◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 資料4-1-1-(1)-04 「勘定残高明細 長期未払金」 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料 資料4-1-1-(1)-05 「勘定残高明細 臨時損失」 資料4-1-1-(1)-06 「勘定残高明細 臨時利益」		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料 資料4-1-1-(2)-01 「資産保有状況がわかる資料」		
(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の収入状況 資料4-1-1-(3)-01 「過去5年間収入状況 経常的収入受入状況 (平成27年度～令和元年度)」 ◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 資料4-1-1-(4)-01 「過去5年間収支状況 (平成27年度～令和元年度)」 ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 平成27年度、平成28年度、平成29年度で支出超過となっている。各年度とも主な原因は、寄附金に関してであり、収入時期と支出時期のずれが生じているためである。		
観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 資料4-1-2-(1)-01 「予算に係る方針等について明示されている規程」 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料4-1-2-(1)-02 「予算配分収支に係る方針がわかる資料」 資料4-1-2-(1)-03 「予算配分方針等の審議状況がわかる資料」	予算計画部会規則第2条。	
(2) (1)を関係者(教職員等)へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者(教職員等)への明示状況を把握できる資料 資料4-1-2-(2)-01 「総務委員会議事録の掲載状況がわかる資料」	予算配分については予算計画部会で審議、総務委員会にて承認されており、総務委員会議事要旨の一部として、資料4-1-2-(2)-01の通り本校インターネット上に掲載している。	

観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】
 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。
 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。
 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令（設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 資料4-1-3-(1)-01 「予算配分実績がわかる資料」 ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 ◇予算関連規程等 資料4-1-3-(1)-02 「予算配分体制について明示されている規程」 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） 資料4-1-3-(1)-03 「予算配分の審議状況がわかる資料」 ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。） 資料4-1-3-(1)-04 「施設・設備の整備計画がわかる資料」	予算計画部会規則第4条。	
(2) 資源配分が、4-1-②の取支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と取支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 配分予算は、予算配分方針を基に案が策定され、予算計画部会で協議される（予算計画部会規則第2条）。その後、総務委員会に報告し承認を受けている（予算計画部会規則第4条の2）。以上のことから、適切な取支に係る計画等が策定されていると言える。また総務委員会後直近の教員会において報告され、その後教職員に予算配分を明示している。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料4-1-3-(3)-01 「予算関係者への明示状況がわかる資料」		

観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。

【留意点】
 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。
 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。

関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料 資料4-1-4-(1)-01 「財務諸表等を公表していることがわかる資料」 https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo		
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。） 資料4-1-4-(2)-01 「監査の実施について明示されている規程」 資料4-1-4-(2)-02 「科学研究費助成事業実地検査の実施についてわかる資料」 ◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書 資料4-1-4-(2)-03 「外部監査報告書（会計監査法人）」 資料4-1-4-(2)-04 「科学研究費助成事業監査報告書」 資料4-1-4-(2)-05 「学内監査報告書（平成27年度～令和元年度）」 資料4-1-4-(2)-06 「高専間相互監査報告書（平成27年度～平成30年度）」	会計監査実施規則。 令和元年度は、輪番制で実施しない年度であった。	

4-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点			
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。 			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(1)-01 「管理運営体制について明示されている規程」 資料4-2-1-(1)-02 「管理運営体制に関する整備状況がわかる資料」	組織規則第1条～第3条。	
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料 (組織図等) 資料4-2-1-(2)-01 「委員会等に関する整備状況がわかる資料」 資料4-2-1-(2)-02 「委員会組織について明示されている規程」	学則第49条。総務委員会規則第1条～第3条。	
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料 資料4-2-1-(3)-01 「校長、副校長、主事等の役割が明示されている規程」	学則第9条～第11条。組織規則第6条～第15条。	
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(4)-01 「事務組織の体制について明示されている規程」	事務部組織規則第2条～第10条。	
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料 資料4-2-1-(5)-01 「委員会等に関する構成員がわかる資料」		
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料 (会議の開催回数、議事要旨等。) 資料4-2-1-(6)-01 「委員会等の開催状況がわかる資料」 資料4-2-1-(6)-02 「管理運営を行う委員会の活動状況がわかる資料」		
観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-2-(1)-01 「危機管理体制について明示されている規程」 資料4-2-2-(1)-02 「安全管理体制に関する規則等の整備状況」	危機管理規則第3条、第4条、第8条。	
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料 資料4-2-2-(2)-01 「危機管理マニュアルの整備状況がわかる資料」		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 資料4-2-2-(3)-01 「消防訓練の実施状況がわかる資料」 資料4-2-2-(3)-02 「津波避難訓練の実施状況がわかる資料」		

観点4-2-3 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。			
<p>【留意点】</p> <p>○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。	<p>◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料</p> <p>資料4-2-3-(1)-01 「過去5年間外部資金資金受入状況（平成27年度～令和元年度）」</p> <p>資料4-2-3-(1)-02 「科学研究費申請における支援等がわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(1)-03 「研究企画会議における支援概要がわかる資料」</p>		
■ 行っている			
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	<p>◇管理体制がわかる資料（規程等）</p> <p>資料4-2-3-(2)-01 「公的研究費管理等の管理体制がわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(2)-02 「国立高等専門学校機構における公的研究費等の管理体制がわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(2)-03 「研究不正に対する取組状況がわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(2)-04 「公的研究費等の取扱いについて明示されている規程」</p> <p>資料4-2-3-(2)-05 「研究倫理教育の実施状況がわかる資料」</p>	<p>https://www.kure-nct.ac.jp/profile/j_koukai.html</p> <p>https://www.kosen-k.go.jp/about/release/kenkyufusei.html</p> <p>https://www.kosen-k.go.jp/about/release/kenkyufusei.html</p>	<p>国立高等専門学校機構における公的研究等の取扱いに関する規則。</p>
■ 整備されている			
<p>観点4-2-4 外部の教育資源を積極的に活用しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。</p> <p>○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。</p> <p>○ 財務的資源については、観点4-2-3で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。</p> <p>○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料 <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。	<p>◇活用状況がわかる資料</p> <p>資料4-2-4-(1)-01 「連携協定締結状況がわかる資料」</p> <p>資料4-2-4-(1)-02 「連携協定を活用し共同研究及び受託研究を行った事例がわかる資料」</p> <p>資料4-2-4-(1)-03 「組織的な研究活動の取組事例（医工連携研究）」</p> <p>資料4-2-4-(1)-04 「組織的な研究活動の取組事例（3D造形技術開発研究）」</p> <p>資料4-2-4-(1)-05 「組織的な研究活動の取組事例（防災・交通計画研究）」</p> <p>資料4-2-4-(1)-06 「単位互換制度に関する協定状況がわかる資料」</p> <p>資料4-2-4-(1)-07 「課外活動における外部コーチ活用状況がわかる資料」</p>	<p>連携協定を結んだ企業から、教材開発の受託研究を受けた例。</p>	
■ 活用している			
<p>観点4-2-5 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-3で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。</p> <p>○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。</p> <p>関係法令（設）第10条の2</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	<p>◇規程等の資料</p> <p>資料4-2-5-(1)-01 「教職員の研修に関して明示されている規程」</p> <p>◇実施状況（参加状況等）がわかる資料</p> <p>資料4-2-5-(1)-02 「SDの開催状況がわかる資料」</p> <p>資料4-2-5-(1)-03 「SD研修の参加状況がわかる資料」</p>	<p>国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則第1条,第2条。</p>	
■ 実施している			
<p>4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
該当なし			

評価の視点			
4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】			
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令（施）第172条の2、（施）第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェックする。）	◇ 刊行物の該当箇所がわかる資料		
■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針	資料4-3-1-(1)-01 「刊行物の公表状況がわかる資料」	https://www.kure-nct.ac.jp/profile/pamphlet.html	
■ 教育研究上の基本組織			
■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	◇ 【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表		
■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況			
■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画			
■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たった基準			
■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境			
■ 授業料、入学科その他の高等専門学校が徴収する費用			
■ 高等専門学校が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援			
4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
基準4			
優れた点			
・運営費交付金が効率化計数により徐々に減少している中で、教員の外部資金の獲得意欲を高めるため、一定の基準を満たした外部資金を獲得した教員へインセンティブとして間接経費の一定額を配分している。（資料4-優-01）			
	資料4-優-01 「間接経費の獲得者へのインセンティブがわかる資料」	呉工業高等専門学校における外部資金に係る間接経費等の取扱いについて。	
改善を要する点			
該当なし			

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

<p>評価の視点 5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p>				
<p>観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p>				
<p>【留意点】 ○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p>				
<p>関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2</p>				
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する</p>				
	自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している		◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料 資料5-1-1-(1)-01「授業科目系統がわかる資料」		
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している		◇配慮していることがわかる資料 資料5-1-1-(2)-01「一般科目教育の充実に配慮していることがわかる資料」		
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ■ 整備している		◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料 資料5-1-1-(3)-01「進級及び卒業要件について明示されている規程」	教務規則第22条。	
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している		◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。） 資料5-1-1-(4)-01「35週が確保されていることがわかる資料」	令和2年度はコロナ禍のために、4月当初は対面形式で授業を開始したが、1週間で全校休校とした。4月中に教員全員を対象にした遠隔授業実施のためのFDを実施し、5月より座学科目は遠隔により授業を再開した、その後6月より、座学科目は自宅での遠隔授業としながら、学年を分けて段階的に実験・実習科目を対面形式で再開した。時間割変更を数回実施し、座学科目、実験実習科目ともに必要な授業回数を確保した。	
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している		◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。） 資料5-1-1-(5)-01「特別活動指導計画がわかる資料」 資料5-1-1-(5)-02「特別活動指導実施状況がわかる資料」	資料にあるように、1年生から3年生までは各学年で前期15単位時間、後期15単位時間（1年間で30単位時間）、3年間で合計90単位時間分のLHR（特別活動）を実施している。	
<p>観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。</p>				
<p>【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。</p>				
<p>関係法令（設）第19条、第20条</p>				
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する</p>				
	自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □ 他学科の授業科目の履修を認定 ■ インターンシップによる単位認定 □ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ■ 専攻科課程教育との連携 □ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 □ 資格取得に関する教育 ■ 他の高等教育機関との単位互換制度 □ 個別の授業科目内での工夫 □ 最先端の技術に関する教育 □ その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 資料5-1-2-(1)-01「インターンシップ（校外実習）による単位認定状況がわかる資料」 資料5-1-2-(1)-02「専攻科課程教育との連携についてわかる資料」 資料5-1-2-(1)-03「専攻科課程教育との連携についてわかる資料（機械工学科の例）」 資料5-1-2-(1)-04「単位互換制度での単位取得状況がわかる資料」 資料5-1-2-(1)-05「【非公表資料】令和元年度校外実習一覧」 資料5-1-2-(1)-06「【非公表資料】令和元年度校外実習成績一覧表」	インターンシップは全学科4年次に「校外実習」として単位認定している。 【非公開資料】令和元年度成績一覧表、令和元年度校外実習一覧。 カリキュラム・ポリシーに記載のとおり、専攻科との接続を考慮した体系的なカリキュラムを構成している。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ■ 適切に取り扱っている		◇単位互換制度の内容がわかる資料 資料5-1-2-(2)-01「単位互換制度の認定単位について明示されている規程」	学則31条。	

観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】
 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
 (注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等） 資料5-1-3-(1)-01「PBL教育（インキュベーションワーク）の概要がわかる資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/incubation/ 資料5-1-3-(1)-02「PBL教育（インキュベーションワーク）が全学生必修科目であることがわかる資料」 ◇実施状況がわかる資料 資料5-1-3-(1)-03「PBL教育（インキュベーションワーク）の実施状況がわかる資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/diarybox.html 資料5-1-3-(1)-04「PBL教育（インキュベーションワーク）の成果がわかる資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/sitemap/k_seika.html 資料5-1-3-(1)-05「PBL教育（インキュベーションワーク）の振り返りがわかる資料」 ◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 ・学生がプロジェクトテーマを設定し、学年学科が異なる学生同士のチームで活動する「インキュベーションワーク」を2015年度から実施した。資料5-1-3-(1)-03の示す通り、2013,2014年度に年間11件であった学生の表彰等の成果が年間30件を超えるようになった。 ・課題発見・課題解決型のプロジェクト学習の授業を、インキュベーションワークとして導入して、5年間実施してきた。試行錯誤の中で、学生の自主性を尊重し、コンピテンシーを向上させる教育実践を継続して、地域の課題に取り組んでいる。（資料5-1-3-(1)-04）	資料5-1-3-(1)-02（「キャンパスガイド」p.81の別表第一）にあるように、本校の1、2、3年生は開講科目の単位数と履修科目の単位数が一致しており、開講されている科目は全て履修することが求められる必修科目である。	
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。） ◇実施状況がわかる資料 資料5-1-3-(2)-01「インターンシップ（校外実習）の実施状況がわかる資料」 資料5-1-3-(2)-02「インターンシップ（校外実習）報告会の開催がわかる資料」 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 就職を希望する業種の実務を体験し、進路選択への意識が高まったことが報告会により確認できた。		

5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

・全学生に学外の英語試験を受けることを義務づけて以降（3年生以上はTOEIC、2年生以下はGTEC）、高得点者への単位認定、専攻科受験の出願条件にTOEICスコア基準導入、Skypeによる英語圏学生とのコミュニケーション、e-learningの活用などにより、TOEICスコアを向上させている（8年で4年生のTOEICスコア120ポイント上昇）（資料5-1-特-01）
 ・国際交流室の設置、低学年での国際体験、外国の高校との相互交流を継続して実施し、4年生で実施していた研修旅行を2年生の台湾旅行に変更することによって、異文化を受容しグローバルエンジニアへの志向を強めて、海外留学を促進し、国際学会などでの報告なども増大させている。また、英語弁論大会でも上位の成績を納めている。（資料5-1-特-02、資料5-1-特-03）

[資料5-1-特-01「令和元年度英語統一試験・TOEIC公開テスト報告」](#)
[資料5-1-特-02「令和元年度海外修学旅行実地報告」](#)
[資料5-1-特-03「平成30年度英語弁論大会中国地区一位、二位報告」](#)
<https://www.kure-nct.ac.jp/newdiary/2018/10/28.html>

評価の視点
 5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】
 なし。

関係法令（設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 資料5-2-1-(1)-01「授業形態毎の開講状況がわかる資料」 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 カリキュラム・ポリシーに沿って、(HA)人文・社会科学系科目、(HB)自然科学系科目、(HC)専門科目、(HD)総合的な科目を配置している。 授業形態に関して、初年次から、全学科に共通する専門的な科目を設け、専門科目ではそれぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視している。		

<p>(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p><input type="checkbox"/> 教材の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 少人数教育</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 対話・討論型授業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> フィールド型授業</p> <p><input type="checkbox"/> 情報機器の活用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基礎学力不足の学生に対する配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 一般科目と専門科目との連携</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇チェックした項目の実施状況がわかる資料</p> <p>資料5-2-1-(2)-01「対話・討論型授業の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料5-2-1-(2)-02「フィールド型授業の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料5-2-1-(2)-03「情報機器(E-Learning)の活用状況がわかる資料」</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/elearning.html</p> <p>資料5-2-1-(2)-04「情報機器(E-Learning)の活用状況がわかる資料」</p> <p>資料5-2-1-(2)-05「基礎学力不足の学生に対する配慮状況がわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	<p>基礎学力が不足している学生に対しては、資料5-2-1-(2)-05「基礎学力不足の学生に対する配慮状況がわかる資料」にあるように、放課後に各学科教育主任と担当教務主事補、専攻科生のTAで学習指導を実施している。</p>	
<p>観点5-2-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>			
<p>【留意点】 なし。</p>			
<p>関係法令(設)第17条、第17条の3</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p>			
<p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 授業科目名</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 単位数</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 授業形態</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 対象学年</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 担当教員名</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 教育目標等との関係</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 達成目標</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 教育方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 教育内容(1授業時間ごとに記載)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 成績評価方法・基準</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事前に行う準備学習</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 教科書・参考文献</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(1)-01「シラバスの作成要領について説明している資料」</p> <p>https://syllabus.kosen-</p> <p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容(項目)を記述する。</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 改善を行っている</p>	<p>◇活用状況がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(2)-01「シラバス(授業)の活用状況を把握していることがわかる資料」</p> <p>◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。</p> <p>授業アンケートは、資料5-2-2-(2)-01のアンケート実施手順にあるように、シラバスを参照しながら回答する。授業アンケートには「この授業は、シラバスに記載された内容を身につけるのに役立ちましたか」という質問があり、授業アンケートの結果について教員がコメントしたものをまとめて、授業アンケート報告書を作成している。授業アンケート結果から教員が判断し、シラバスを改善できるようにしている。</p>	<p>資料5-2-2-(3)-01の表中の水色が授業日を表す。授業日ではあるが特別時間割が組まれる日(緑色)や他の曜日の授業と振り替えられる日(濃い青)は別の色で表す。</p> <p>観点5-1-1でも述べたように、令和2年度はコロナ禍のために、4月当初は対面形式で授業を開始したが、1週間で全校休校とした、4月中に教員全員を対象にした遠隔授業実施のためのFDを実施し、5月より座学科目は遠隔により授業を再開した。その後6月より、座学科目は自宅での遠隔授業としながら、学年を分けて段階的に実験・実習科目を対面形式で再開した。時間割変更を数回実施し、座学科目、実験実習科目ともに必要な授業回数を確保した。</p>	
<p>(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 確保している</p>	<p>◇状況が確認できる資料(学年暦、時間割等。)</p> <p>資料5-2-2-(3)-01「授業回数についてわかる資料」</p> <p>資料5-2-2-(3)-02「授業時間割と授業時間についての資料」</p>	<p>資料5-2-2-(3)-01の表中の水色が授業日を表す。授業日ではあるが特別時間割が組まれる日(緑色)や他の曜日の授業と振り替えられる日(濃い青)は別の色で表す。</p> <p>観点5-1-1でも述べたように、令和2年度はコロナ禍のために、4月当初は対面形式で授業を開始したが、1週間で全校休校とした、4月中に教員全員を対象にした遠隔授業実施のためのFDを実施し、5月より座学科目は遠隔により授業を再開した。その後6月より、座学科目は自宅での遠隔授業としながら、学年を分けて段階的に実験・実習科目を対面形式で再開した。時間割変更を数回実施し、座学科目、実験実習科目ともに必要な授業回数を確保した。</p>	
<p>(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1単位時間=50分で規定・運用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1単位時間=50分で規定、45分で運用</p>	<p>◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。</p> <p>資料5-2-2-(3)-02「授業時間割と授業時間についての資料」</p> <p>2単位時間連続を標準として授業を実施しており、2単位時間連続の授業では90分(45分×2)の授業時間で運用している。出欠確認や教材・機器の準備に要する時間が1度で終わるため、1単位時間50分×2に相当する教育内容を確保できている。なお、2単位時間連続でない授業においては、1単位時間=50分の授業時間としている。</p>		<p>再掲</p>
<p>(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 明示している</p>	<p>◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(5)-01「学修単位について説明している資料」</p>		

<p>(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。(該当する選択肢にチェックする。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 授業外学習の必要性の周知</p> <p><input type="checkbox"/> 事前学習の徹底</p> <p><input type="checkbox"/> 事後展開学習の徹底</p> <p><input type="checkbox"/> 授業外学習の時間の把握</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(5)-01「学修単位について説明している資料」</p> <p>資料5-2-2-(6)-01「学修単位を反映したシラバスの例」</p> <p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。</p>	<p>キャンパスガイドに「学修単位は授業以外にも所定の自学・自習の時間が必要でず。予習や復習、学修レポートの作成など、科目教員の指示に従って必ず所定の自学・自習の時間を確保してください。」と記載している。</p> <p>事前・事後の学習の徹底度の把握について、令和2年度は、前期が終わった後の夏休み期間中に教務主事および教務主事補により、学修単位科目のエビデンスに含まれる自宅学習課題の内容や分量を調べ、事前・事後の学習時間を十分に必要とするレベルであるかどうかをチェックする予定である。来年度以降は、教員間相互あるいは教育主任によるチェック体制を整えることを検討する。</p>	<p>再掲</p>
<p>5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>・平成27年度高専Webシラバスの中国四国ブロック推進校となり、平成28年度に従来の冊子体のシラバスからWebシラバスに完全移行した。その際、ルーブリックによる評価観点の可視化を行った。また、H31の新入生から国立高専モデルコアカリキュラムに準拠した新カリキュラムを導入した。(資料5-2-特-01)</p> <p>・平成24年度に教育理念を改定し、それまでの学科プログラムごとの教育目標を束ねる本科の教育目標(HA)～(HD)、専攻科の教育目標(SA)～(SD)を設定してきた。平成26年度に専攻科を従来の2専攻「機械電気工学専攻」、「建設工学専攻」から複合融合型1専攻「プロジェクトデザイン工学専攻」に改組した。平成27年度に専攻科プロジェクトデザイン工学演習、本科では学生学科学横断PBL授業の「インキュベーションワーク」を導入した後、平成29年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの策定と同時に、学習・教育目標(HD)を変更し、「プロジェクトをデザインできる人材」の育成という方針を明確に示し、その後の平成31年度の準学士課程カリキュラム変更において、(HD)に関連する科目の充実につなげた(資料1-3-特-01)。令和2年度の三つの方針の改定は、機関別認証評価対応時の自己点検の際に見つかった問題に対して、既存の方針に補足説明する文章を加えた(資料1-3-1-(2)-01)。(特記事項1-3)</p> <p>資料5-2-特-01「ルーブリックによる評価観点の可視化」</p>			
<p>評価の視点</p> <p>5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>			
<p>観点5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p>			
<p>【留意点】 なし。</p>			
<p>関係法令 (設)第17条の3</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック)</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、策定しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 策定している</p>	<p>◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所</p> <p>資料5-3-1-(1)-01「成績評価や単位認定に関して明示されている規程」</p>	<p>教務規則第8条～第17条。</p>	
<p>(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 行っている</p>	<p>◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(2)-01「成績評価が組織内でチェックされていることがわかる資料」</p>		
<p>(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 把握していない</p>	<p>◇学校として把握していることがわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(3)-01「【非公表資料】エビデンスの提出状況がわかる資料」</p>	<p>観点5-2-2でも記述したが、事前・事後の学習の徹底度の把握について、令和2年度は、前期が終わった後の夏休み期間中に教務主事および教務主事補により、学修単位科目のエビデンスに含まれる自宅学習課題の内容や分量を調べ、事前・事後の学習時間を十分に必要とするレベルであるかどうかをチェックする予定である。来年度以降は、教員間相互あるいは教育主任によるチェック体制を整えることを検討する。</p>	
<p>(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 周知している</p>	<p>◇周知を図る取組の内容(学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。)がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(4)-01「成績評価や単位認定について明示していることがわかる資料(ホームページ)」</p> <p>資料5-3-1-(4)-02「成績評価や単位認定について明示していることがわかる資料(キャンパスガイド)」</p>	<p>https://www.kure-nct.ac.jp/departement/seiseki.html</p>	
<p>(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 把握している</p>	<p>◇認知状況がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(5)-01「成績評価や単位認定に関する基準の学生の認知状況がわかる資料」</p>		
<p>(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 定めている</p>	<p>◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(6)-01「別途試験及び追認試験について説明している資料」</p> <p>資料5-3-1-(6)-02「別途試験及び追認試験について明示されている規程」</p>	<p>教務規則第14条,第23条～第25条。</p>	
<p>(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p>	<p>◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(7)-01「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があることを示す資料」</p>	<p>明確な規程は存在しないが、シラバスに示す通り、定期試験の次の週に試験答案を返却・解説するようしており、学生からの申し立て機会を確保している。なお、各定期試験後の答案返却の際に、資料5-3-1-(7)-01にあるように、採点に疑義がある場合は教員に申し出るよう指導している。</p>	

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) <input type="checkbox"/> 成績評価の妥当性の事後チェック <input checked="" type="checkbox"/> 答案の返却 <input checked="" type="checkbox"/> 模範解答や採点基準の提示 <input type="checkbox"/> GPAの進級判定への利用 <input type="checkbox"/> 成績分布のガイドラインの設定 <input type="checkbox"/> 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック <input checked="" type="checkbox"/> 試験問題のレベルが適切であることのチェック <input type="checkbox"/> その他	資料5-3-1-(8)-01「試験後に学生に対して答案の返却と解答解説がなされていることを示す資料」	すべての科目で定期試験終了後、シラバスでは第16週に採点した試験答案を返却し、試験の解答説明を行う時間を設けており、成績評価の客観性、厳格性を担保し、学生の申し出があれば必要に応じて対応している。			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。				
	すべての科目で定期試験終了後、シラバスでは第16週に採点した試験答案を返却し、試験の解答説明を行う時間を設けており、成績評価の客観性、厳格性を担保し、学生の申し出があれば必要に応じて対応している。				
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。				
	試験問題のレベルが適切であることのチェックについては、令和2年度は、前期が終わった後の夏休み期間中に教務主事および教務主事補により、学修単科目のエビデンスに含まれる自宅学習課題の内容や分量を調べ、事前・事後の学習時間を十分に必要とするレベルであるかどうかをチェックをする予定である。来年度以降は、教員間相互あるいは教育主任によるチェック体制を整えることを検討する。				

観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。
 【留意点】
 なし。

関係法令 (法)第117条 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年(商船に関する学科は5年6月。)と定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料5-3-2-(1)-01「修業年限について明示されている規程」	学則第7条。	
(2) 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、卒業認定基準を定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準 資料5-3-2-(2)-01「卒業認定基準について明示されている規程」	学則第30条。	
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 認定している	◇関係する委員会等の会議資料 資料5-3-2-(3)-01「【非公表資料】平成30年度卒業判定会議資料」	【非公表資料】卒業認定基準に基づき卒業認定していることを示す資料 常勤教員全員参加で卒業認定会議が行われ、全教員に資料は配布されるが、個人情報保護のため非公表資料とする。	
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 周知している	◇周知を図る取組の内容(学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。)がわかる資料 資料5-3-1-(4)-02「成績評価や単位認定について明示していることがわかる資料(キャンパスガイド)」		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料1-1-3-(1)-04「在学生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」		再掲

5-3 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			
------	--	--	--

基準 5

優れた点			
<p>・学生がプロジェクトテーマを設定し、学年学科が異なる学生同士のチームで活動する「インキュベーションワーク」を2015年度から実施した。資料5-1-3-(1)-03の示す通り、2013、2014年度に年間11件であった学生の表彰等の成果が年間30件を超えるようになった。また、課題発見・課題解決型のプロジェクト学習の授業を、インキュベーションワークとして導入して、5年間実施してきた。試行錯誤の中で、学生の自主性を尊重し、コンピテンシーを向上させる教育実践を継続して、地域の課題に取り組んでいる。(資料5-1-3-(2)-04) (観点5-1-3)</p>			
改善を要する点			
<p>該当なし</p>			

基準6 準学士課程の学生の受入れ

<p>評価の視点 6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p>			
<p>観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p>			
<p>【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。</p>			
<p>関係法令（設）第3条の2</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	<p>◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料</p> <p>資料6-1-1-(1)-01 「入学者募集状況がわかる資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/entrance/pdf/bosvu_nvugakuannai.pdf</p> <p>資料6-1-1-(1)-02 「入学試験の概要がわかる資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/profile/pdf/pamph.pdf</p> <p>資料6-1-1-(1)-03 「入学試験の概要がわかる資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/entrance/pdf/hen_bosvu.pdf</p>		
<p>観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p>			
<p>【留意点】なし。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	<p>◇検証の体制に関する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-01 「入学者受入れに関する検証体制について明示されている規程」 資料6-1-2-(1)-01 「入学者受入れに関する検証体制について明示されている規程」</p> <p>◇改善に役立てる体制に関する資料</p> <p>入学者選抜委員会が検証する体制及び検証結果を改善に役立てる体制の両者を担っている。</p>	入学者選抜委員会規則第3条～第5条。	
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っていない	<p>◇検証を行っていることがわかる資料</p> <p>資料6-1-2-(2)-01 「入学者選抜委員会の審議状況がわかる資料」 資料6-1-2-(2)-01 「入学者選抜委員会の審議状況がわかる資料」</p>		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	<p>◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。</p> <p>資料6-1-2-(2)-01 「入学者選抜委員会の審議状況がわかる資料」 資料6-1-2-(2)-01 「入学者選抜委員会の審議状況がわかる資料」</p> <p>資料6-1-2-(3)-01 「実際に入学した学生の AP に沿っているかを入試の改善に役立てていることを示す資料」 https://www.kure-nct.ac.jp/entrance/data.html</p> <p>入学者選抜委員会では過去の入試状況や入学生の成績などを考慮して、各料定員の40名に対して、推薦・特別推薦入試合格者数や全体の合格者数を40名から44名程度にしている。</p>		再掲
<p>観点6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>			
<p>【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。</p>			
<p>関係法令（設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文科科学省告示第45号）</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学別で定めているか。 ■ 定めている	<p>◇学則の該当箇所</p> <p>資料6-1-3-(1)-01 「学科定員について明示されている規程」 資料6-1-3-(1)-01 「学科定員について明示されている規程」</p>	学則第8条。	

<p>(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇体制の整備に係る規程等がわかる資料</p> <p>資料6-1-3-(2)-01「改善体制の整備について明示されている規程」</p>	<p>入学者選抜委員会規則第2条。</p>	
<p>(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。</p> <p>■ 適正である</p>	<p>◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表</p> <p>資料6-1-3-(3)-01「入学者選抜試験の実施状況がわかる資料」</p>	<p>https://www.kure-nct.ac.jp/entrance/data.html</p>	
<p>(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。</p> <p>■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない</p>	<p>◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。</p>		
<p>6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>基準6</p>			
<p>優れた点</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>改善を要する点</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>該当なし</p>			

基準7 進学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料7-1-1-(1)-01「成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制整備について明示されている規程」	教務規則第21条,22条。	
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料 資料7-1-1-(2)-01「【非公表資料】「卒業認定会議資料（5年成績）」」 資料7-1-1-(2)-02「【非公表資料】「卒業認定会議資料（取得単位数）」」	【非公開資料】卒業認定基準に基づき卒業認定していることを示す資料	
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料7-1-1-(3)-01「卒業判定の実施状況がわかる資料」 資料7-1-1-(3)-02「把握・評価の審議状況がわかる資料」 資料7-1-1-(3)-03「把握・評価の実施状況がわかる資料」 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 卒業認定資料および評価内訳表より十分な学習・教育の成果が認められる。平成26年～令和元年度卒業判定実績表から、過去5年間、卒業判定の不合格者数が804名中9名と少なく、卒業認定の状況は良好である。成績評価、進級認定の結果である留年者数、退学者数に学校としての目標を設定し、評価した結果を4月の教員会で校長からその状況について全教員に報告している。	学修・教育の成果を把握・評価するため、進級・卒業・修了認定会議を開催し、資料7-1-1-(1)-01の通り審議している。なお、進級・卒業・修了認定会議については、資料7-1-1-(1)-02にあるように、教務規則第22条に規定されている。	
観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。			
○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料7-1-2-(1)-01「意見聴取に基づき学習・教育の成果を把握する体制について明示されている規程」 資料7-1-2-(1)-02「意見聴取に基づき学習・教育の成果を把握している体制がわかる資料」	自己点検・評価規則第5条。	
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料1-1-3-(1)-05「卒業時の学生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」		再掲
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料1-1-3-(1)-06「卒業から一定年数後の卒業生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」		再掲
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	資料1-1-3-(1)-08「就職先関係者へ意見聴取を実施していることがわかる資料」		再掲

(5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 認められる		◆左記(2)~(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 令和2年度には後期授業期間中に自己点検・評価委員会を開催し、卒業時アンケート(資料1-1-3-(1)-05)、卒業生アンケート(資料1-1-3-(1)-06)、進路先アンケート(1-1-3-(1)-08)の結果から卒業の認定に関する方針に沿った学習・教育の成果が認められるかどうかを検討する。検討の結果は次年度以降の教育改善の資料とする。来年度以降には継続的・体系的な点検体制となるよう仕組みをつくる。		
観点7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。				
【留意点】なし。				
関係法令 (法)第122条 (施)第178条				
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 認められる	◇【別紙様式】卒業生進路実績表 資料7-1-3-(1)-01「進学・就職状況がわかる資料」	https://www.kure-nct.ac.jp/way/index.html		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 <input checked="" type="checkbox"/> なっている	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 平成27年～令和元年度の進路実績表から、就職先企業、各学科とも十分な学習・教育の成果が認められる。卒業生進路は専門分野に関連する企業、公務員がほとんどであり、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっている。			
7-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				
該当なし				
該当なし				
基準7				
優れた点				
該当なし				
該当なし				
改善を要する点				
該当なし				
該当なし				

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

<p>評価の視点</p> <p>8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>			
<p>観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p> <p>○ 本評価書 I (1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点的自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p> <p>（根拠理由欄）</p> <p>特例適用専攻科の審査結果より、授業科目を学年毎に適切に配置し、体系的に編成されている。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
<p>観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書 I (1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点的自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p> <p>（根拠理由欄）</p> <p>特例適用専攻科の審査結果より、準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展を考慮した教育課程となっている。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
<p>観点 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書 I (1)4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点的自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p> <p>（根拠理由欄）</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料8-1-3-(1)-01「 教育課程表と授業科目系統図がわかる資料 」 資料8-1-3-(1)-02「 授業形態の開講状況がわかる資料 」		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	・資料8-1-3-(1)-01に基づき、資料8-1-3-(1)-02に示す授業形態のバランスの割合を求めると、講義58.1%、演習12.2%、実験2.7%、実習・研究等27.0%となっており、演習、実験及び実習・研究が40%以上あり、プロジェクトをデザインするための能力を身に付けることができるカリキュラムとなっている。		

<p>(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p><input type="checkbox"/> 教材の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 少人数教育</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 対話・討論型授業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> フィールド型授業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 情報機器の活用</p> <p><input type="checkbox"/> 基礎学力不足の学生に対する配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 一般科目と専門科目との連携</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇チェックした項目の実施状況がわかる資料</p> <p>資料8-1-3-(2)-01「学習指導上の工夫状況がわかる資料(プロジェクトデザイン総合ゼミⅠ)」</p> <p>資料8-1-3-(2)-02「学習指導上の工夫状況がわかる資料(プロジェクトデザイン総合ゼミⅡ)」</p> <p>資料8-1-3-(2)-03「学習指導上の工夫状況がわかる資料(インターンシップ)」</p> <p>資料8-1-3-(2)-04「学習指導上の工夫状況がわかる資料(プロジェクトデザイン工学演習)」</p> <p>資料8-1-3-(2)-05「学習指導上の工夫状況がわかる資料(CAD/CAM・CAE)」</p> <p>資料8-1-3-(2)-06「学習指導上の工夫状況がわかる資料(経営マネジメント)」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p> <p>資料8-1-3-(2)-06のシラバスに示すように、経営マネジメントの授業では他高専と連携授業を行っている。また、(資料8-1-3-(2)-01、8-1-3-(2)-02、8-1-3-(2)-04)プロジェクトデザイン総合ゼミⅠ、プロジェクトデザイン総合ゼミⅡ、プロジェクトデザイン工学演習のように専門性を融合複合する能力を養うような授業を行っている。さらに、約3ヶ月の長期インターンシップ(資料8-1-3-(2)-03)により、自主性、創造性、社会性を身につけさせるなどの工夫をしている。</p>	<p>資料8-1-3-(2)-01(プロジェクトデザイン総合ゼミⅠ)では、卒業研究の内容を英語などで発表し、他分野からの討議を行うことにより他分野の専門知識を広めている。資料8-1-3-(2)-02(プロジェクトデザイン総合ゼミⅡ)では、応用研究について各分野に関して多角的な視点から討議を行い、課題を発見・解決する能力を身に着けるような対話・討論型授業を行っている。</p> <p>また、資料8-1-3-(2)-03(インターンシップ)に示すように、約3ヶ月の企業での実習等を行っている。また、資料8-1-3-(2)-04(プロジェクトデザイン工学演習)では、これまで学んだ知識を基に学内だけでなく学外の組織とも連携を取り、地域の問題を解決するプロジェクトを立ち上げ、改善策の提案や成果物の試作などを行うフィールド型授業を行っている。</p> <p>資料8-1-3-(2)-05に示すようにCAD/CAM・CAEでは、3DCADのFusion360によるモデリングと3Dプリンタによるラビッドプロトタイピングの実習を行う情報機器の活用した授業を行っている。</p>
<p>観点8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。</p>		
<p>【留意点】</p> <p>○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>		
<p>関係法令 (法)第119条第2項</p>		
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p> <p>(根拠理由欄)</p> <p>特例適用専攻科の審査結果より、教養教育や研究指導が適切に行われている。</p>		
<p>自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料</p>	<p>備考</p> <p>再掲</p>
<p>観点8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p>		
<p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。</p>		
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p> <p>(根拠理由欄)</p>		
<p>自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、策定しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 策定している</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所</p> <p>資料1-2-1-(1)-01「教育理念、教育目的、学習・教育目標、3つのポリシーの制定状況がわかる資料」</p> <p>資料8-1-5-(1)-01「成績評価や単位認定について明示されている規程」</p>	<p>備考</p> <p>https://www.kure-nct.ac.jp/profile/mokuyou.html</p> <p>専攻科の授業科目の履修等に関する規則第8条～第11条。</p> <p>再掲</p>
<p>(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 行っている</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料</p> <p>資料7-1-1-(3)-02「把握・評価の審議状況がわかる資料」</p> <p>資料8-1-5-(2)-01「成績評価が適切に実施されていることがわかる資料(修了判定資料)」</p>	<p>備考</p> <p>【非公開資料】各授業科目の単位認定資料・答案・根拠資料等</p> <p>再掲</p>

<p>(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。</p> <p>■ 把握していない</p>	<p>◇学校として把握していることがわかる資料</p>	<p>観点5-3-1-(3)でも記述したが、事前・事後の学習の徹底度の把握について、令和2年度は、前期が終わった後の夏休み期間中に専攻科長および専攻科長補により、学修単位科目のエビデンスに含まれる自宅学習課題の内容や分量を調べ、事前・事後の学習時間を十分に必要とするレベルであるかどうかをチェックをする予定である。来年度以降は、教員間相互あるいは教育主任によるチェック体制を整えることを検討する。</p>	
<p>(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。</p> <p>■ 周知している</p>	<p>◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料</p> <p>資料8-1-5-(4)-01「成績評価の学生への周知状況がわかる資料」</p>	<p>https://www.kure-nct.ac.jp/department/seiseki.html</p>	
<p>(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。</p> <p>■ 把握している</p>	<p>◇認知状況がわかる資料</p> <p>資料8-1-5-(5)-01「成績評価や単位認定に関する基準の学生への周知状況がわかる資料（専攻科）」</p>		
<p>(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料</p> <p>資料8-1-5-(6)-01「追試について明示されている規程」</p> <p>資料8-1-5-(4)-01「成績評価や単位認定について明示されている規程」</p>	<p>専攻科の授業科目の履修等に関する規則第5条、第8条～第10条。</p> <p>専攻科の授業科目の履修等に関する規則第8条～第11条。</p> <p>専攻科では単位取得できなかった科目を、次年度に再履修可能であるので、再試験は行いません。</p>	再掲
<p>(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。</p> <p>■ ある</p>	<p>◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(7)-01「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があることを示す資料」</p> <p>資料8-1-5-(7)-01「成績評価に関する学生からの意見申立て機会についてわかる資料（行事予定表）」</p> <p>資料8-1-5-(7)-02「成績評価に関する学生からの意見申立て機会についてわかる資料（キャンパスガイド）」</p>	<p>各定期試験後の答案返却の際に、資料5-3-1-(7)-01にあるように、採点に疑義がある場合は教員に申し出るよう指導している。学生からの意見申立の規定はないが、定式試験終了後に1週間ほどの答案返却期間を設けている。この期間の後成績資料の提出を行う日程となっている。資料8-1-5-(7)-01に示す期間に、学生は成績に関して、授業や放課後やオフィスパワー等を利用して教員に成績の問い合わせをすることができる。また、アンケート結果(資料8-1-5-(5))から、成績評価に意見を申し立てる機会があることを全く知らない学生は2割程度であり、多くの学生は意見を申し立てる機会があること知っている。</p>	再掲
<p>(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p><input type="checkbox"/> 成績評価の妥当性の事後チェック</p> <p>■ 答案の返却</p> <p>■ 模範解答や採点基準の提示</p> <p><input type="checkbox"/> G P A の進級判定への利用</p> <p><input type="checkbox"/> 成績分布のガイドラインの設定</p> <p><input type="checkbox"/> 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック</p> <p>■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>資料8-1-5-(8)-01「答案の返却状況がわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(2)-01「成績評価が組織内でチェックされていることがわかる資料」</p> <p>資料8-1-5-(8)-02「【非公開資料】2019年度エビデンス提出状況一覧（専攻科）」</p> <p>◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。</p> <p>試験問題のレベルが適切であることのチェックについては、令和2年度は、前期が終わった後の夏休み期間中に専攻科長および専攻科長補により、学修単位科目のエビデンスに含まれる自宅学習課題の内容や分量を調べ、事前・事後の学習時間を十分に必要とするレベルであるかどうかをチェックをする予定である。来年度以降は、教員間相互あるいは教育主任によるチェック体制を整えることを検討する。</p> <p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。</p>	<p>【非公表資料】エビデンスの提出状況がわかる資料</p>	再掲
<p>観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書1(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>関係法令（法）第119条第2項</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>			
<p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇学則等の該当箇所がわかる資料</p> <p>資料8-1-6-(1)-01「修業年限について明示されている規程」</p>	<p>学則第37条。</p>	

<p>(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇定めている該当規程や修了認定基準</p> <p>資料8-1-6-(2)-01「修了基準について明示されている規程」</p>	<p>学則第43条、別表第4。</p>	
<p>(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。</p> <p>■ 認定している</p>	<p>◇関係する委員会等の会議資料</p> <p>資料7-1-1-(3)-02「把握・評価の審議状況がわかる資料」</p> <p>資料8-1-6-(3)-01「【非公開資料】修了判定資料」</p>	<p>常勤教員全員参加で進級・卒業・修了認定会議が行われ、全教員に資料は配布されるが、個人情報保護のため非公表資料とする。</p> <p>【非公表資料】修了認定基準に基づき修了認定していることを示す資料</p>	再掲
<p>(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。</p> <p>■ 周知している</p>	<p>◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料</p> <p>資料8-1-6-(4)-01「修了認定基準を周知していることがわかる資料」</p>		
<p>(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。</p> <p>■ 把握している</p>	<p>◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料</p> <p>資料1-1-3-(1)-04「在学生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」</p>		再掲
<p>8-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5-1及び5-2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。</p>			
<p>呉工業高等専門学校のプロジェクトデザイン工学専攻の優れた点を記述すると次のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器を活用した教育を、CAD/CAM・CAE（資料8-1-3-(2)-05）や専門教育だけでなく、他専攻との連携教育である経営マネジメント（資料8-1-3-(2)-06）、教養科目の科学総合英語（資料8-1-1-特-01）などに取り入れている。 ・約3ヶ月のインターンシップ（資料8-1-3-(2)-03）の就業体験により、実践的な技術感覚を体得するとともに、就業体験で得た成果を特別研究等の学習に活かすことができる。 ・複合工学実験（資料8-1-特-02）、プロジェクトデザイン総合ゼミ、Ⅱ（資料8-1-3-(2)-01、資料8-1-3-(2)-02）、プロジェクトデザイン工学演習（資料8-1-3-(2)-04）の演習を通じて、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な要素を身につけ、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる技術者を育成するカリキュラムとなっている。 <p>資料8-1-特-01「学習指導上の工夫状況がわかる資料（科学総合英語）」</p> <p>資料8-1-特-02「学習指導上の工夫状況がわかる資料（複合工学実験）」</p>			
<p>評価の視点</p> <p>8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。</p>			
<p>観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料</p> <p>資料8-2-1-(1)-01「入学者選抜方式がわかる資料」</p> <p>資料8-2-1-(1)-02「【非公開資料】入学者選抜に関する申合せ（2019）」</p> <p>資料8-2-1-(1)-03「【非公開資料】判定基準（学力）（20190405）」</p> <p>資料8-2-1-(1)-04「【非公開資料】判定基準（推薦）（20190405）」</p>	<p>備考</p> <p>【非公開資料】入学者選抜に関する申合せ、判定基準（学力）、判定基準（推薦）</p>	再掲
<p>観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>なし。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p> <p>◇検証の体制に関する資料</p> <p>資料8-2-2-(1)-01「検証体制について明示されている規程」</p> <p>◇改善に役立てる体制に関する資料</p> <p>資料8-2-2-(1)-01「検証体制について明示されている規程」</p> <p>資料8-2-2-(1)-02「【非公開資料】入試委員会資料1～5」</p>	<p>備考</p> <p>入学者選抜委員会規則第2条。</p> <p>【非公開資料】入試委員会資料</p> <p>これらの資料より、入試委員会において、入試の検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備している。</p>	再掲
<p>(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇検証を行っていることがわかる資料</p> <p>資料8-2-2-(2)-01「【非公開資料】学力判定資料（R02）」</p> <p>資料8-2-2-(2)-02「【非公開資料】推薦合格者判定資料(R02)」</p> <p>資料8-2-2-(2)-03「【非公開資料】20190514入試報告」</p> <p>資料8-2-2-(2)-04「【非公開資料】20190618入試報告」</p>	<p>【非公開資料】学力判定資料（R02）、推薦合格者判定資料(R02)、20190514入試報告、20190618入試報告</p> <p>これらの資料より、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを行っている。</p>	

(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立っているか。 ■ 改善に役立っている			
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立っている状況について、資料を基に記述する。 入学選抜の改善に関しては、入学選抜委員会において、入学選抜時に面接、調査書および学力試験の結果に基づいて、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れている。選抜基準についても、入学選抜委員会で検討しており、入学選抜の改善に役立っている。その結果、推薦選抜及び学力選抜における出願資格として、TOEICを導入した。また、学力試験では、 ・英語：TOEICまたは実用英語技能検定試験 ・数学：EMAT及び実用数学技能検定 ・専門科目：各種資格試験 を導入し、入学者がアドミッション・ポリシーに沿った学生であることを検証し、入学選抜の改善に役立っている。		

観点8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】
 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所 資料8-2-3-(1)-01「学生定員について明示されている規程」	学則第38条。	
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料8-2-2-(1)-01「検証体制について明示されている規程」	入学選抜委員会規程第2条。	再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述す 資料8-2-3-(4)-01「入学者数の改善に資する取組状況がわかる資料（行事予定表）」		
観点8-2-2で示したように、資料8-2-1-(1)-02推薦選抜及び学力選抜における出願資格を改善し、入学志願者増加対策及び、本科の4、5年の学生に向けた入試説明会を行っており、受験者数が大きく増加し、入学定員を大幅に不足している状態から改善されている。後述する、資料8-3-1-(3)-02, 03, 04より、終了年限修了率や単位取得率も良好（5年間で95%以上）であり、また、学会発表数や専攻科学生の受賞者数は専攻科を改組後に向上しており、教育・研究に支障は生じていない。			

8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

入学選抜委員会において、入学選抜時に面接、調査書および学力試験の結果に基づいて、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れている。また、選抜基準についても、入学選抜委員会で検討して、入学選抜の改善しており、その結果、推薦選抜及び学力選抜における出願資格として、TOEICによる選抜基準を導入した。また、学力試験では、 ・英語：TOEICまたは実用英語技能検定試験 ・数学：EMAT及び実用数学技能検定 ・専門科目：各種資格試験 を導入している。これらによって、客観的な学力の質保証を図り、入学者がアドミッション・ポリシーに沿った学生であることを検証し、入学選抜の改善に役立っている。		
---	--	--

評価の視点			
8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点的自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点的内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料7-1-1-(1)-01「成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制整備について明示されている規程」 資料8-3-1-(1)-01「専攻科の修了認定について明示されている規程」	教務規則第22条。 専攻科の授業科目の履修等に関する規則第13条。	再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 資料8-3-1-(2)-01「成績評価・修了認定に関する資料（修了判定資料）」		
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-3-1-(3)-01「専攻科学生の学会発表数の推移がわかる資料」 資料8-3-1-(3)-02「専攻科学生の単位取得率がわかる資料」 資料8-3-1-(3)-03「専攻科学生の就学2年間での修了率がわかる資料」 資料8-3-1-(3)-04「専攻科学生の受賞実績がわかる資料」 資料7-1-1-(3)-02「把握・評価の審議状況がわかる資料」 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、学習・教育・研究の成果を把握・評価する体制が整備されている。修業年限修了率や単位取得率も良好（過去5年間で95%以上）であり、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力を適正に把握・評価している。また、学会発表数や専攻科学生の受賞者数は専攻科を改組後に向上しており、研究の成果も認められる。	学修・教育の成果を把握・評価するため、進級・卒業・修了認定会議を開催し、資料7-1-1-(3)-02の通り審議している。	再掲
観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8-3-①と同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点的自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点的内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料7-1-2-(1)-01「意見聴取に基づき学習・教育の成果を把握する体制について明示されている規程」 資料7-1-2-(1)-02「意見聴取に基づき学習・教育の成果を把握している体制がわかる資料」	自己点検・評価規則第5条。	再掲 再掲
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料8-3-2-(2)-01「専攻科学生への意見聴取結果を把握・評価していることがわかる資料」		
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-3-2-(3)-01「修了から一定年数後の卒業生へ意見聴取を実施していることがわかる資料」		
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料1-1-3-(1)-08「就職先関係者へ意見聴取を実施していることがわかる資料」		再掲

<p>(5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	<p>◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。</p> <p>調査結果から、修了時に身に付けた能力は各項目80%以上が「達成できた」、「まあまあ達成できた」ことから、学習の成果が認められ、学生に力がついていることを学生自身も認めている。また、資料1-1-3-(1)-08からも、「専攻科修了生が本校の教育目標をどの程度身につけているか」の5段階評価で、ほとんど3以上の評価であり、4以上の高評価も多い。さらに、資料8-3-1-(3)-01、04より、研究における成果も上がっていると認められる。これらのことから、専攻科修了生が修了時に身に付けた学力、資質・能力はいずれも評価されており、学習・教育・研究の成果が認められる。</p>	
---	--	--

観点 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	<p>◇【別紙様式】修了者進路実績表</p> <p>資料8-3-3-(1)-01「専攻科学生の進路実績がわかる資料」</p>		
<p>(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。</p> <p>就職率や大学院への進学率は5年間ほぼ100%を堅持しており、学習・教育の成果が表れている。進学先には旧帝大を含む理工系大学院、就職先には大企業の製造業や公務員などに就職している。これらの学生の修了後の進路から、専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる実践的専門的技術者の育成に適していると判断できる。</p>		

観点 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としない専攻科については、「□学位の取得を目的としないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	<p>◇学位取得状況がわかる資料</p> <p>資料8-4-1-(1)-01「専攻科学生の学位取得状況がわかる資料」</p>	<p>【非公開資料】成績評価・修了認定に関する資料（修了判定資料）</p>	

8-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

<p>該当なし</p>

基準 8

優れた点

呉工業高等専門学校のプロジェクトデザイン工学専攻の優れた点を上げると次のようになる。

- ・情報機器を活用した教育を、CAD/CAM・CAEや専門教育だけでなく、他高専との連携教育である経営マネジメント、科学総合英語などに取り入れている。(特記事項8-1)
- ・約3ヶ月のインターンシップの就業体験により、実践的な技術感覚を体得するとともに、就業体験で得た成果を特別研究等の学習に活かすことができる。(特記事項8-1)
- ・複合工学実験、プロジェクトデザイン総合ゼミ、IIプロジェクトデザイン工学演習の演習を通じて、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な要素を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる技術者を育成できる。(特記事項8-1)
- ・専攻科の改組を行ったことにより、国内外での学会発表数は増加し、専攻科学生の受賞者数も向上しており、研究の成果も認められる。(資料8-3-1-(3)-01、資料8-3-1-(3)-04)

このような創造性と多様性を涵養し、複合的な要素を身につける教育を行うことにより、修了生の学力、資質・能力は、就職先や進学先から高く評価されており、学習・教育・研究の成果が認められる。

--

改善を要する点

<p>該当なし</p>
